



# FUKUOKA

## 「環 (CAN) ポラプロジェクト」(福岡県立英彦山青年の家)



農地に流れ込んだ土砂を運び出す参加者



転居される方の荷物を運ぶ参加者

### CONTENTS

#### 教育の広場

新学習指導要領におけるキャリア教育～小学校・中学校・高等学校を見通して～  
文部科学省初等中等教育局 教科調査官/生徒指導調査官 長田 徹 …… 1

教育長就任挨拶 福岡県教育委員会教育長 吉田 法稔 …… 3

#### 特集

令和2年度福岡県とびうめ教育表彰 受賞者の取組  
福岡県立学校 優秀校表彰部門 [福岡県立水産高等学校] …… 4

令和3年度福岡県教育施策実施計画の概要 [総務企画課] …… 8

令和3年度福岡県教育予算の概要 [財務課] …… 16

『福岡県文化財保護大綱』と新たな文化財保護の取組 [文化財保護課] …… 20

福岡県特別支援教育推進ネットワークについて [特別支援教育課] …… 24

#### 福岡県教育センターの取組について

福岡県教育センター専門研修 [福岡県教育センター] …… 26

#### お知らせ

体育スポーツ健康課/社会教育課/福岡県立図書館/  
福岡県立少年自然の家「玄海の家」/九州歴史資料館/  
放送大学福岡学習センター/福岡県青少年科学館 …… 28

九州歴史資料館 展示品 名選 No.49 [九州歴史資料館]

「教育福岡」はホームページ上で  
見ることができます。

福岡県 検索  
教育委員会>総務企画課>「教育福岡」をクリック

<九州ロゴマーク>  
「九州の連携」を象徴し、  
「九州はひとつ」を表現  
しています。



4/7

## 「学校教育ICT活用推進班」任命書交付式

教育のICT化を迅速かつ円滑に推進するための取組を組織的に行うため、学校ICT化推進本部が設置されました。その学校ICT化推進本部の下に、実働組織となる「学校教育ICT活用推進班」が新設され、ICT活用推進を専任で担当する職員に対し、任命書が交付されました。



4/28

## 吉田法稔教育長就任

新たに県議会の同意を得て県知事から任命され、教育長に就任しました。吉田教育長の就任挨拶は、教育の広場（3ページ）に掲載しています。



## 今月の表紙「元気いっぱい子どもたち」

### 「環（CAN）ボラプロジェクト」（福岡県立英彦山青年の家）

英彦山青年の家は、英彦山の大自然が魅せる四季折々の素晴らしい景観と、たくさんの動植物が生息する恵まれた自然環境の中で、野外活動・文化活動・スポーツ・レクリエーションなどを快適に体験できる青少年教育施設です。また、様々な体験活動の機会と場を提供し、青少年の健全育成を推進しています。

令和2年10月25日（日）と12月13日（日）に『環（CAN）ボラプロジェクト』を朝倉市杷木地区で実施しました。2日間の参加者は55名で、主に筑豊地区や筑後地区の高校生が参加しました。午前、2名の講師を招き「九州北部豪雨の被害」と「地域復興とボランティアの力」という内容で講話を行い、午後は、被災地で災害ボランティア体験を行いました。参加者は、災害の恐ろしさを実感するとともに、土砂かき等の力仕事だけではなく被災者との会話が大切な役割であることを理解したうえで行動し、本事業の目標としていた災害ボランティア活動に対する関心やボランティア活動に必要な基本的知識・技能を高めることができました。

「環（CAN）ボラプロジェクト」は令和2年度をもって終了しますが、英彦山青年の家ではさまざまな自然体験活動に取り組んでまいりますので、ぜひ、お問合せください。

## 新学習指導要領におけるキャリア教育

～小学校・中学校・高等学校を見通して～

文部科学省初等中等教育局

教科調査官／生徒指導調査官

長 田

徹



### 1 教育活動全体を通じたキャリア教育

これまでも学習指導要領にはキャリア教育の必要性や趣旨が示されてきたものの、平成29年に告示された小学校及び中学校学習指導要領並びに平成30年に告示された高等学校学習指導要領

(以下…告示文)の総則には改めて以下のように「キャリア教育」という言葉を直接用いてその充実を図ることが明示されました。

総則 第4 生徒の発達の支援 1 生徒の発達を支える指導の充実 (中学校)

(3)生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

告示文の総則に明示されたということの意味は、特定の教科・

科目等ではなく、教育課程全体に係るということです。キャリア教育については、その理念が浸透してきている一方で、職業に関する体験活動のみをもってキャリア教育を行ったものとしていないか、社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導を行っているのではないか、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提に指導が行われているのではないか、などといった課題が指摘されてきました。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されているのではないかと、といった指摘もあり、教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が改めて求められています。

### 2 キャリア教育の中核となる時間

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力(以下…基礎的・汎用的能力)は、小学校から高等学校まで、発達の段階に応じて、学校の教育活動全体の中で育むものとされてきました。一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきたことが、逆に指導場面を曖昧にしてしまい、特に狭義の意味での

「進路指導」との混同により、進路に関連する内容が存在しない小学校においては、体系的に行われてこなかったという課題もありました。

こうしたことを念頭に告示文の総則には、特別活動を要としてつとという新たな表現が用いられたのです。各教科・科目等の内容改善においても、基礎的・汎用的能力を培うことを意識した検討が行われてきたところで、これまで以上にキャリア教育を学校教育全体で行うことという前提のもと、自らのキャリアやこれからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組をキャリア形成につなげていくための中核的な時間として、特別活動を位置付けることとなりました。

### 3 一人一人のキャリア形成と自己実現

小学校の特別活動にキャリア教育の視点を取り入れていくことは、これまで行われていなかった内容を新たに加えていくということではありません。これまでも小学校の学級活動等の中で行われてきた学習が基礎的・汎用的能力の育成につながっていることを明確にした上で、内容項目のうち、例えば、働くことの意義の理解や見通しを持ちながら生活するということなど、中学校以降のキャリア教育につながっていくものを整理し、そこで育成する資質・能力を明らかにした上で再構成しているのです。

### 4 キャリア教育の中核となる活動

告示文には繰り返し「見通しを立て、振り返る」活動が記されています。これまでも、こういった活動は教科指導や学校行事な

どで多くの先生方が日常的に大事にされてきたことです。

特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容 3 内容の取扱い（中学校）

(2) 2の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習と生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

「見通しを立て、振り返る」ことを授業改善の視点、特に新たな学習や生活への意欲につなぐ手立てとして示しているのです。答申では、こういった活動の一つの方策を次のように示しています。「特別活動を中核としてつと、「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用して、子供たちが自己評価を行うことを位置付けることなどが考えられる。その際、教員が対話的に関わることで、自己評価に関する学習活動を深めていくことが重要である。」小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材を作成し、活用することが効果的ではないかとの提案されたのです。その具体については、平成30年に通知された「キャリア・パスポート」例示資料等に示されているように小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を超えて活用できるようなものとなるよう例示されており、各地域の実情に合わせたカスタマイズや、各学校や学級における創意工夫を生かした形での活用が促されています。

## 教育長就任挨拶

福岡県教育委員会教育長 吉田法稔

初めに



4月28日に教育長を拝命しました吉田法稔と申します。

新型コロナウイルス感染症対策やICT教育の推進、新しい学習指導要領への対応などの課題が山積している中、福岡県の教育行政の責任者という重責をひしひしと感じております。教育に係る皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

本県においても変異株による感染者の急激な増加など、この問題の収束までには長期的な対応が見込まれることから、学校における感染防止と、子どもの「学びの保障」の両立に最善を尽くし、学校運営の継続を支援してまいります。また、昨年の学校の臨時休業を契機に始まったオンライン学習などのICTを活用した取組

を今後の「新しい教育様式」の芽として大事に育てていきたいと考えております。

さらに、臨時休業等の影響もあり、教員の業務や学校行事等の在り方が見直されました。学校の働き方改革を推進する上からも、元に戻ることなく、ポストコロナを見据えた「新しい業務遂行の在り方」を確立してまいります。

### 次代を担う子供の力を育成する取組の継続充実について

本県ではこれまで、子どもが「未来社会の創り手」となるために、学力・体力の向上、豊かな心の育成、さらには、これらの育成の基盤となる学ぶ意欲やチャレンジ精神など人格的資質を育てる「鍛ほめ福岡メソッド」の展開など、様々な施策に取り組んでまいりました。今後とも、今まで積み上げてきた取組をブラッシュアップし、新たな観点も付加しながら、現状に合わせた手法により、その目的を達成できるように継続してまいります。

学力向上に関しては、昨年9月に実施した県の学力調査では、前年度の学習内容の定着状況や活用する力に課題があることが明らかとなりました。読解力などの基礎基本の確実な定着を

図りつつ、これら明らかになった課題に対する改善に鋭意取り組んでまいります。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対しては、未然防止・早期発見・早期対応、そして継続的な支援を基本として、様々な対策を講じていくとともに、人権尊重精神の育成、自立・自己実現を図るための支援など、人権教育の一層の充実に努めてまいります。

さらに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な場での特別支援教育を推進するため、特別支援学校3校の新設や人材の確保と育成を進めてまいります。

最後に、昨今、一部の県立高校では定員割れが続いています。地域の皆様から応援していただける県立高校づくり、中学生に選ばれる県立高校づくりに注力してまいります。

以上、ごあいさつを兼ねて、今年度の主要な取組を紹介させていただきました。これまで積み上げてきた取組や施策を継承し、皆様の御理解と御協力を得て、より一層発展させてまいります。

# 令和2年度福岡県とびうめ教育表彰 受賞者の取組

## 福岡県公立学校 優秀校表彰部門

### 福岡県立水産高等学校



学習指導要領の趣旨を実現するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関する実践研究

#### 1 はじめに

本校は、令和3年度に創立68年目を迎え、「海にまなび 食にまなぶ 水高」のスローガンのもと、水産・海洋教育を行う唯一の県立高等学校です。学校の所在地である福津市は都市部にアクセスが良く、しかも美しい海岸線を誇る風光明媚な場所です。最近に移り住む人が増えている人気の都市です。学校は3方を海に囲まれ、漁港やヨットハーバーなどの関連施設も充実しています。また、隣接する津屋崎海水浴場には、敷地から直接海に出ることができ、小型船舶やヨット、ウインドサーフィン等の出艇が可能です。このように、全国の水産・海洋高校の中でも特に恵まれた立地条件となっています。

本校では、平成30年度から2年間、国立教育

政策研究所教育課程研究センター関係指定事業に取り組んできました。その内容について紹介します。

#### 2 これまでの取組

研究を進めるに当たり、研究主題を「教科「水産」において、水産・海洋の諸課題を科学的に考察し解決するために必要とされる思考力・判断力・表現力等を育成するための主体的・対話的で深い学びを通じた学習指導及び評価方法の工夫改善に関する実践研究」としました。

本校においては、専門的な知識・技術の習得や資格取得はできていましたが、思考力・判断力・表現力等を向上させるための授業改善と実習における思考力・判断力・表現力等を測定するための観点別評価を十分に進めることができていない現状がありました。そこで、主体的・対話的で深い学びを意識した授業改善を実践し、その評価の在り方について研究をすること

としました。

現在、1年次に全学科共通の教育課程を編成し、2年次から学科・コース選択を行い、生徒の希望進路実現に向けて教育活動を行っています。そこで、1年次に初めて触れる専門科目「水産海洋基礎」は、とても重要な役割を担っていることから、研究初年度は、「水産海洋基礎」の思考力・判断力・表現力等を育成するための指導方法、単元ごとの評価規準について改善を図り、授業形態や評価方法についての「評価入力シート」「生徒自己評価シート」を研究開発し、実践しました。研究2年目は、初年度に研究開発した「評価入力シート」等を2年次の各科「総合実習」に合わせた形式に改善して実践し、研究を深めました。

#### 3 研究内容及び具体的な研究活動

##### (1) 研究内容

ア 思考力・判断力・表現力等を育成するた

2年間の研究の取組

平成30年度

- ①研究委員会（担当者会議）（周年）  
研究体制・研究内容確認、生徒意識調査（アンケート）の検討・分析  
「水産海洋基礎」【基礎実習】の年間指導計画、観点別評価・成績の確認  
観点別評価に基づいた「評価入力シート」の検討・開発
- ②第1回生徒意識調査（アンケート）（7月）1年生全員対象
- ③先進校視察（11月）三重県立水産高等学校
- ④教育課程研究指定事業に係る調査官による学校視察（11月）  
研究授業「水産海洋基礎」【基礎実習】  
研究協議「主体的・対話的で深い学び」の学習指導につなげる工夫改善
- ⑤福岡県「新たな学びプロジェクト」事業 ポスター発表・公開授業見学（10, 11月）  
於：福岡県立光陵高等学校
- ⑥研究委員会（担当者会議）（12月）  
「深い学び」のための「生徒自己評価シート」の検討・実施、次年度に向けた研究の進め方検討
- ⑦第2回生徒意識調査（アンケート）（12月）
- ⑧研究協議会資料原稿作成（中間報告）（12月）
- ⑨研究協議会での発表（中間報告）（2月）

令和元年度

- ①研究委員会（担当者会議）（周年）  
研究体制・研究内容確認、生徒意識調査（アンケート）の検討・分析  
「水産海洋基礎」【基礎実習】の年間指導計画、観点別評価・成績の確認  
観点別評価に基づいた「評価入力シート」の検討・開発
- ②第1回生徒意識調査（アンケート）（6月）
- ③外部連携機関（北九州市立大学教授）による研修会（6月）
- ④福岡県「新たな学びプロジェクト」事業 ポスター発表・公開授業見学（10, 11月）  
於：福岡県立光陵高等学校
- ⑤教育課程研究指定事業に係る調査官による学校視察（11月）
- ⑥先進校視察（12月）熊本県立鹿本農業高等学校、宮崎県立宮崎海洋高等学校
- ⑦第2回生徒意識調査（アンケート）（12月）
- ⑧研究協議会資料原稿作成（中間報告）（12月）
- ⑨研究協議会での発表（最終報告）（2月）

めの指導方法、単元ごとの評価規準についての改善  
イ 授業形態及び評価方法についての「評価入力シート」、「生徒自己評価シート」の開発・実践とポートフォリオの活用  
ウ ICTを活用した授業改善  
(2)具体的な研究活動

ア 思考力・判断力・表現力等を育成するための指導方法、単元ごとの評価規準についての改善  
1年目は「水産海洋基礎」【基礎実習】で研究を深めましたが、2年目は各学科で複数の担当教員が実習を展開する「総合実習」においても研究を深め、評価項目、評価規準に

評価入力シート

評価方法 ◆評価は、3段階評価とする。 →「実習の目的と評価のポイント」に対して達成度を見る 評価3: 十分満足できる 評価2: 満足できる 評価1: 満足できない	課題実習②					課題実習③					合計		
	観察・記録・整理		思考・判断・表現		技能	観察・記録・整理		思考・判断・表現		技能			
	魚の特性に 取り組もうとする	対象魚の 特徴をとらえる	他の魚と 比較して 違いを述べる	標本の 作り方を 理解し、 復元する	手際よく 正確に 作業する	各部の 名称を 理解する	特性について 説明する	魚の特性に 取り組もうとする	対象魚の 特徴をとらえる	他の魚と 比較して 違いを述べる		標本の 作り方を 理解し、 復元する	手際よく 正確に 作業する
1	3	3	2	3	11	3	2	3	3	11			
2	3	3	2	3	11	3	3	2	3	11			
3	3	3	3	3	12	3	2	3	3	11			
4	3	3	3	2	11	3	3	2	3	11			
5	3	2	3	2	10	3	2	3	3	11			

評価入力シート

ついて統一を図ることができました。また、指導方法の改善を図るため、ペア活動や班活動などの生徒同士の学び合い活動を積極的に取り入れました。  
イ 授業形態及び評価方法についての「評価入力シート」、「生徒自己評価シート」の開発・実践とポートフォリオの活用

アタラシフ社

2年総合実習「編網実習」自己評価シート

番号( ) 氏名( )

A: あてはまる B: 少しあてはまる C: あまりあてはまらない D: あてはまらない  
いづれかに○をつけてください

	高い ← ○ → 低い			
1 先生の説明や指示を理解しようとした	A	B	C	D
2 積極的に実習に取り組むことができた	A	B	C	D
3 安全面を意識して実習ができた	A	B	C	D
4 結節の編み方を習得できた	A	B	C	D
5 2種類の結節の違いを理解できた	A	B	C	D
6 道具の名称を覚えることができた	A	B	C	D
7 片付けを丁寧にを行うことができた	A	B	C	D

○今日の実習でよかったこと習得したこと等を書いてください

○今日の実習で疑問に感じたことや理解できなかったことを書いてください

○今日の実習の反省点・改善点を書いてください

生徒自己評価シート



評価に関する職員研修

生徒は「生徒自己評価シート」を記入し、学習目標への到達度を点検し、「深い学び」につながる学習で あるかを検証しました。

外部連携機関の北九州市立大学の

「評価入力シート」については、専門分野の学びを深めるために、「水産海洋基礎」【基礎実習】の各学科での単元において、担当教員が観点別評価に基づいた「評価入力シート」を活用し、生徒の実習の取組に対する評価を行いました。

#### 4 研究の成果と課題

##### 『成果』

(1) 「主体的な学び」の実現に向けて、「水産海洋基礎」【基礎実習】と【課題実習】の共通する単元において各学科が連携し、統一の評価シートを使用することができました。また、各学科の実技試験において評価項目、評価規準について統一を図るとも

教授からは、「学習指導・進路指導を効果的に行うための学習評価の在り方」と題した講義をしていただき学習意欲を高める評価の工夫としてルーブリックの説明を受けました。

先進校訪問では、前回の教育課程研究指定校事業の宮崎県立宮崎海洋高校を訪問し、研究開発した評価規準についての活用状況について説明を受けました。また、熊本県立鹿本農業高校訪問では、ポートフォリオの作成や活用について説明を受けました。

ウ ICTを活用した授業改善

1年目に続き、ICT（電子黒板等）の効果的な活用方法に関する職員研修を実施しました。特に若年教員研修においては、ICT機器に加えて船舶模型などの実物を活用しながら、視覚的效果を高めるための研究授業を実施することができました。



学び合い活動

について授業改善を行い、生徒が主体的に学習に取り組むことができました。

実習科目の中では、必要かつ可能な限り毎時間取り入れることができました。

に、生徒と共有することで、生徒の学習意欲を高めることができました。

(2) ペア活動や班活動などの生徒同士の学び合い活動を取り入れ、「対話的な」指導方法

(3) 「深い学び」を実現するために、「総合実習」において「評価入力シート」を作成し、観点別評価を行うことができました。

また生徒は、「生徒自己評価シート」を活用することで、毎時間の授業の始まりに目標の確認と終わりに振り返りを行い、学習目標や評価規準を生徒と教員が共有し、「深い学び」につながりました。このシートを直接成績評価には組み入れてはいませんが、授業の組み立て方など教員の振り返りができることで授業改善が図られました。更に実習で使用するプリントの構成を



見直し、ポートフォリオとして活用することで生徒の学びの蓄積ができました。

(4)学習評価に関する研修やICT（電子黒板等）の活用について、職員研修を実施することで学習評価や授業改善の必要性について、教員の意識を改善することができました。

(5)指導方法・評価規準に関する研究を行うことで、授業改善や評価規準に関する職員の理解を深めることができました。また、評価規準を明確化して評価シート等を作成することで、指導と評価の一体化を図ることができました。

#### 『課題』

(1)観点別評価については、専門教科の実習を伴う科目に限らず、座学が中心の科目や普通教科においても共通認識を図り、更なる改善が必要です。

(2)実習科目で使用する授業プリントの改善を行い、ポートフォリオとしてより活用できるように内容の充実が必要です。

(3)生徒への授業アンケートの内容を検討し、その結果を分析することで、授業改善を図ります。

(4)教員が個々で作成しているICT教材を共有できるようにすることで授業準備や教材

研究のスピード化を図ります。

#### 5 今後の取組

(1)年次進行で履修する「総合実習」「課題研究」について、本研究で開発したシートを活用・実践することで、観点別評価の導入に向けた取組を推進します。

(2)アクティブ・ラーニングについての職員研修を実施し、指導と評価の一体化を意識した授業改善に取り組みます。

(3)新学習指導要領の導入に向け、普通教科を含めた教員間の連携を密にし、授業改善の方法、評価の在り方、生徒の指導について等、更に情報の共有化と本研究成果の活用を図ります。

(4)本研究の成果が全国水産高校の参考となるよう学校Webページ等を活用し、公開します。

#### 6 おわりに

2年間の研究の成果は、指導方法・評価規準に関する研究を進め、授業改善や評価規準に関する職員の理解を深めるための研修を行うことができました。

また評価規準を明確化して評価シート等を作成することで、指導と評価の一体化を図ること

ができたと考えられます。これまで学科間、教員間で共通の評価規準を設定することが難しかったのですが、今回主体的で対話的な深い学びにつながる学習指導となるような評価方法を職員の共通理解のもと研究することで、生徒の学びの度合いの確認と指導内容や方法の見直しを図ることができたことが学校として大きな収穫となりました。

最後に本研究の成果が少しでも福岡県内の高等学校や全国の水産海洋系高等学校の役に立つことができたと思います。



生徒がいきいきとした学習の様子

# 令和3年度福岡県教育施策実施計画の概要

総務企画課

福岡県教育委員会では、県教育行政の教育施策を県民の皆様にご理解いただくとともに、市町村の教育行政の推進に資するため、毎年教育施策実施計画を策定しています。

去る令和3年3月15日に策定された令和3年度の実施計画の概要は、以下のとおりです。

なお、実施計画の全文は、県ホームページで閲覧することができます。

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouikusesaku.html>



## はじめに

福岡県教育施策実施計画は、本県の「教育振興基本計画」のうち教育委員会所管分野に係る単年度の実施計画として策定し、各教育施策を展開していきます。

## 教育の基本目標

県教育委員会では、教育基本法における教育の目標を基本に据えつつ、福岡県教育大綱及び福岡県学校教育振興プランを踏まえ、本県における「教育の基本目標」を、次のように定めています。

### 【教育の基本目標】

- 真理を求め、意欲的に学ぶ態度をもち、社会的自立の基盤となる確かな学力、たくましく生きるための健康や体力、豊かな情操と道徳心を備えた県民を育成すること。
- 志と自律心をもち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ県民を育成すること。
- 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力をもち、人権を尊重する県民を育成すること。
- 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する県民を育成すること。
- 自ら考え、多様な価値観の人々と協働し、課題を解決していく力を身に付けるとともに、社会の変化に対応し、社会を支え、その発展に寄与する県民を育成すること。
- 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際性豊かな県民を育成すること。

### 福岡県独自の指導方法

#### 『きた鍛ほめ福岡メソッド』の展開

県教育委員会は、学校、家庭、地域が様々な教育課題を共有し、同じ方向を向いて協力し合いながら、学ぶ意欲や自尊感情、チャレンジ精神、勤勉性や逆境に立ち向かう心など、子どもが自律的に成長するための原動力となる人格的資質を育成するため、「鍛えて、ほめて、子どもの可能性を伸ばす」をコンセプトとした福岡県独自の指導方法『鍛ほめ福岡メソッド』を全県的に広く展開しています。この『鍛ほめ福岡メソッド』を、本県の教育に関わる全ての方が共有・実践し、実効性のある取組・事業を展開していきます。

### 福岡県の教育施策の体系

令和3年度の教育施策は、次のページの表のとおり7つの柱、13の項目、28の施策に整理、体系化しています。

《福岡県の教育施策の体系》

柱	項目	施策	施策番号
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組の推進	施策1
		(1) 体力向上のための取組の推進	施策2
	2 体力の向上	(2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり	施策3
		(3) 健康教育の充実	施策4
		(1) 道徳性を養う心の教育の充実	施策5
	3 豊かな心の醸成	(2) 実体験を重視した教育の推進	施策6
		(3) いじめや不登校等への対応	施策7
		(4) 少年の非行防止と健全育成	施策8
		(5) 幼児教育の充実	施策9
		(6) 読書活動の充実	施策10
		(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	施策11
	4 学校、家庭、地域の連携・協働	(2) 家庭教育支援の充実	施策12
		(1) 多様な教育ニーズへの対応	施策13
	5 教育環境づくり	(2) ICTを活用した教育活動の推進	施策14
		(3) 児童生徒の安全確保	施策15
		(4) 学校施設の整備・充実	施策16
		(5) 教育機会の確保	施策17
		(6) 教員の指導力・学校の組織力の向上	施策18
II 「社会にはばたく力」を育成する		1 多様で特色ある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実
	(2) 特別支援教育の推進		施策20
	2 キャリア教育の充実	(1) キャリア教育・職業教育の推進	施策21
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 国際的視野を持つ人材の育成	施策22
IV 生涯学習社会をつくる	1 生涯学習・社会教育の総合的推進	(1) 社会教育活動の推進	施策23
	2 生涯学習・社会教育環境の整備	(1) 社会教育施設の充実	施策24
V 県民の文化活動を盛んにする	1 文化の振興	(1) 県民文化芸術活動の振興	施策25
		(2) 文化財の保存・活用及び継承	施策26
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	1 大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	(1) 県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進	施策27
VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	1 人権尊重の意識や行動の定着及び人権施策の推進	(1) 人権教育・人権啓発の推進	施策28

令和3年度福岡県の教育施策

令和3年度における施策の基本的なねらいや主な取組・事業を、28の施策ごとに説明します。

〈施策1〉確かな学力向上のための取組の推進

◇ 福岡県学力向上推進計画等の下、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成を目指します。

◇ 県内全小・中学校における学力実態、学習状況及び市町村の学力向上の取組状況を調査するとともに、各学校において、学力向上に係る効果的な検証改善サイクルの確立を推進します。特に、中学校の学力向上を目的としたカリキュラム・組織マネジメントの質的向上を図ります。

◇ 高等学校においては、学習内容の確実な定着を図るとともに、コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組の更なる充実を図ります。

◇ 教員研修の実施により授業の工夫改善を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

◇ 地域と学校の連携・協働の下、地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」を進め、放課後の学習支援等を実施することで、学力の向上を目指します。

（令和3年度 主な取組・事業）

- 1 福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施
- 2 主体的・対話的で深い学び推進事業の実施
- 3 地域学校協働活動事業における放課後の学習支援等の実施

〈施策2〉体力向上のための取組の推進

◇ 学校における体育・スポーツ活動の充実やオリンピック・パラリンピック教育の推進、オリンピック・パラリンピックの活用等により、子どもの運動への動機付けや習慣化の促進を図り、子どもたちの体力を更に向上させます。

- （令和3年度 主な取組・事業）**
- 1 福岡県体力向上総合推進事業の実施
  - 2 教員の指導力向上のための各種研修の充実

**〔施策3〕 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり**

- ◇ 平成30年12月に策定した「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」に則った運動部活動の適正な運営や部活動指導員等を活用した指導体制づくりの推進により、それぞれの種目特有の楽しさを味わうことのできる魅力ある運動部活動を構築し、子どもの運動習慣の定着を図ります。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 福岡県体力向上総合推進事業における運動部活動の充実

**〔施策4〕 健康教育の充実**

- ◇ 性や心の健康に関する正しい知識の普及・啓発及び生徒の不安や悩みの解決を図るために、学校、家庭、産婦人科医・精神科医との連携を推進します。

- ◇ 児童生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、食に関する指導の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を推進します。

- ◇ 「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、生涯にわたる自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けさせるため、ワンヘルスの理念に基づく取組を推進します。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 健康教育推進事業（性と心の健康相談）の実施
- 2 食に関する指導についての研修の充実
- 3 子どもが作る「ふくおか弁当の日」の推進
- 4 衛生管理及び安全な食料確保のための体制整備
- 5 ワンヘルス教育推進事業の実施

**〔施策5〕 道徳性を養う心の教育の充実**

- ◇ 「特別の教科 道徳」の充実に向けて、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き

方等について考え、議論するような授業の実現に努めます。

- ◇ 他人を思いやる心や、公共のためになることを大切にする心を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。

◇ 我が国と郷土を愛する心や国際社会に貢献する心などを身に付けることができるよう、「特別の教科 道徳」や各教科などの指導を推進します。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進
- 2 規範的な行動を促す道徳 特別活動 総合的な学習（探求）の時間等の教育活動の充実
- 3 情報モラル・情報リテラシー教育の充実

**〔施策6〕 実体験を重視した教育の推進**

- ◇ 子どもの生活習慣の定着、協調性・主体性などを育むため、地域人材を活用しながら「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた体験活動の充実を図ります。

◇ 各社会教育施設の特徴に応じたプログラムを開発し、体験活動の充実を図ります。

- ◇ 新型コロナウイルス感染症対策をしながら体験活動の機会を確保するため、学校等における体験活動の取組に対する支援を行います。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 「鍛ほめ通学合宿」の在り方に関する調査研究事業の実施
- 2 県立学校集団体験活動推進事業の実施
- 3 放課後等における子ども体験活動などの支援
- 4 障がいのある子ども・不登校の子ども体験活動の支援

**〔施策7〕 いじめや不登校等への対応**

- ◇ いじめ防止対策推進法、福岡県いじめ防止基本方針、福岡県いじめ問題総合対策（改訂版）及び福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会の調査等に基づき、いじめ防止等の取組を更に推進します。

◇ いじめや不登校等を未然に防止し、早期に発見・対応するための取組の強化を図るとともに、外部の専門家や関係機関と連携し、学校が組織

的に対応する取組を推進します。

- ◇ 小中高校生のコミュニケーション手段としてSNSが普及していることを踏まえ、対面や電話での相談に抵抗感がある児童生徒に対して、相談方法の選択肢を増やし教育相談体制の強化を図ります。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 いじめ・不登校総合対策事業の実施

**〔施策8〕 少年の非行防止と健全育成**

- ◇ 児童生徒の非行行為の未然防止や健全育成及びインターネット等の適正な利用を推進するために、学校と警察が情報共有や啓発活動を行うとともに、学校と家庭が連携し、家庭におけるルールづくりなど児童生徒の規範意識を育成する取組の充実を図ります。

◇ 児童生徒の薬物乱用防止及び飲酒運転の撲滅に向けた規範意識を育成するために、体育科・保健体育科及び特別活動等と関連づけ、学校教育全体を通じた指導の充実を図るとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進します。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施
- 2 薬物乱用防止教育の充実
- 3 飲酒運転防止教育の充実

**〔施策9〕 幼児教育の充実**

- ◇ 生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、学校、家庭、地域社会と連携を図りながら、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 子育てに関する学習機会や情報提供の推進
- 2 地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化

**〔施策10〕 読書活動の充実**

- ◇ 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、自主的な読書活動ができるよう環境整備を推進し、読書習慣の形成・定着を図ります。

◇ 公立図書館及び学校図書館等のネットワークや公立図書館による学校支援を推進し、子どもの読書活動の充実を図ります。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 学校図書館の利活用による学校全体での日常的な読書活動の推進及び読書指導の充実
- 2 市町村子ども読書推進計画の改訂に向けた支援
- 3 読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進
- 4 図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進
- 5 子どもの読書習慣形成・定着支援事業の実施

**〈施策11〉学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備**

◇ 「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組み市町村を支援します。

◇ 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動の取組を推進し、地域人材の協力を得て、放課後の活動の充実を図ります。

◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、それぞれが役割と責任を負い地域全体で子どもを育てる体制の整備を図ります。

◇ 県民一人一人が教育の重要性を考え、子どもを育む当事者としての意識を高めるため、「ふくおか教育月間」関連事業を実施し、県内全域で機運の醸成を図ります。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 地域と一体となった学校づくりの推進
- 2 優れた知識・技能を有する社会人の積極的な活用促進

**〈施策12〉家庭教育支援の充実**

◇ 学校、家庭、地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育成する体制の整備を図ります。

◇ 家庭の教育力の向上に向けた取組を充実させるため、PTAとより一層の連携強化を図ります。

◇ 学校、家庭、地域と連携・協働した家庭での生活習慣づくりを推進するため、家庭教育支援に関わる人材育成などの取組の充実を図ります。

◇ 市町村に対して、家庭教育支援に関する情報

や研修の機会を提供することで保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 PTAが主体となって取り組む「新」家庭教育宣言」への支援
- 2 ふくおか社会教育応援隊事業の実施

**〈施策13〉多様な教育ニーズへの対応**

◇ 生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望などに応じた教育を展開するための積極的な改革を推進するとともに、入学者選抜制度の改善・充実を図ります。

◇ 県立高等学校等が各地域における人材育成の核として役割を果たし続けることができるよう、地域や時代のニーズに対応した学科・コースの構成等について研究します。

◇ 日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応するため、日本語指導について専門性の高い教員を育成するとともに、市町村教育委員会や学校の受入体制の整備を支援します。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 プロジェクトチームの設置
- 2 専門学科及び特色ある学科・コースの充実
- 3 入学者選抜制度及び転編入学制度の改善
- 4 帰国・外国人児童生徒等への日本語指導体制整備事業の実施

**〈施策14〉ICTを活用した教育活動の推進**

◇ ICTを活用できる教育環境の整備を進め、学習・指導方法の改善や効率化を行い、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの充実を図ります。

◇ 令和2年度から小学校においてプログラミング教育が導入されるとともに、今後は小・中・高等学校を通して系統的なプログラミング教育を柱として実施することを踏まえ、児童生徒の情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育実施の支援と教員の指導力向上を図ります。

◇ 感染症や災害等による緊急時における学習の継続や様々な学習上の困難をもつ児童生徒への対応などの「学びの保障」のため、ICTの持

つ特性を最大限活用する取組を推進します。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 ICT環境整備の実施
- 2 教員のICT活用指導力向上研修の実施
- 3 ICTを活用した先進的教育モデルの研究開発の実施
- 4 情報活用能力向上事業の実施

**〈施策15〉児童生徒の安全確保**

◇ 児童生徒の安全に関する現状や課題を把握し、教職員、保護者、地域及び関係機関が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の構築を図ります。

◇ 学校安全について先進的な指導方法や教育手法を研究し、その成果を普及することで、児童生徒の安全に関する資質・能力を育成します。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 学校安全総合支援事業（生活安全・交通安全・災害安全）の実施

**〈施策16〉学校施設の整備・充実**

◇ 学校施設の安全性及び快適性を確保するため、老朽化対策を推進します。

◇ 情報漏洩や不正アクセス等の防止を図るため、情報セキュリティの確保を図ります。

**（令和3年度 主な取組・事業）**

- 1 学校施設の老朽化対策の推進
- 2 学習環境の整備
- 3 情報セキュリティの確保

**〈施策17〉教育機会の確保**

◇ 生徒の学ぶ意欲に応える奨学金事業を円滑に実施します。

◇ 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金事業や返還の必要がない高校生等奨学給付金事業を着実に実施します。

◇ 貧困をはじめとする厳しい環境の中で過ごしている子どもに対し、教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。

◇ 県立学校での長期入院生徒の学習機会の確保のため、在籍校、病院、教育委員会等の関係機関

が連携を図り、学習支援の在り方について研究します。

**(令和3年度 主な取組・事業)**

- 1 高等学校奨学金事業の実施
- 2 高等学校等就学支援金事業の実施
- 3 高校生等奨学給付金事業の実施
- 4 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業の実施
- 5 長期入院生徒学習支援実証研究事業の実施

**〔施策18〕教員の指導力・学校の組織力の向上**

◇ 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を進めていく中、優秀な教員を確保するため、採用試験の工夫改善を行うとともに、教員の適切な評価により、人材育成・能力開発や適材適所の人事配置を図ります。

◇ キャリアステージに応じて求められる資質・能力を明確にした教職員育成指標に基づき、研修を実施するとともに、校内研修・自主研修の推進、大学や教職大学院等と連携した研修等の充実を図ります。

◇ 校長のリーダーシップ等のマネジメント能力や教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策など、教員に対するサポート体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導や支援の徹底を図ります。

◇ 教職員の働き方改革取組指針（平成30年3月策定（令和3年3月改訂））に基づき、教職員が担うべき業務に専念できるよう、勤務時間管理の適正化や学校現場における業務改善、校務を情報化することによる効率化等、教職員の働き方改革を進めます。

**(令和3年度 主な取組・事業)**

- 1 教員採用試験の改善・充実及び大学等との連携
- 2 教員の資質の向上
- 3 若年教員の育成体制の構築
- 4 社会体験研修等の長期派遣研修の充実
- 5 教員評価の充実
- 6 教職員のメンタルヘルス対策の充実
- 7 教職員の働き方改革の推進

**〔施策19〕個性や能力を伸ばす教育の充実**

◇ 個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫改善、校内での研修を行います。

◇ 「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた、学力・体力等の能力伸長の基礎となる資質・態度を育成する教育活動を推進します。

◇ グローバル化の進展、科学技術の発展、少子高齢化及び情報化などが急激に進む中で、これからの社会を支える意志と実践力をもった児童生徒を育てる教育の充実を図ります。

◇ 新型コロナウイルス感染症対策と学習保障の両立を図る人的体制の充実を図ります。

**(令和3年度 主な取組・事業)**

- 1 「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業の実施
- 2 少人数指導や習熟度別指導の推進
- 3 小・中学校の連携強化による一貫性のある教育の推進
- 4 高校生知の創造力育成セミナー事業の実施
- 5 次世代の科学技術を担う人材育成事業の実施
- 6 専門高校生実践力向上事業の実施
- 7 今日的な課題に対応した教育の推進
- 8 市町村立学校学習指導員等配置事業の実施

**〔施策20〕特別支援教育の推進**

◇ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

◇ 障がいのある子ども自立と社会参加を目指し、就学前から学校卒業後までを見通した、一貫した継続性のある指導・支援の充実を図ります。

◇ 障がいのある子どもが安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進します。

◇ 障がいのある子どもへの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図ります。

**(令和3年度 主な取組・事業)**

- 1 特別支援学校の教育環境の整備
- 2 特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施
- 3 特別支援学校専門スタッフ強化事業の実施
- 4 高等学校等における特別支援教育の充実
- 5 高等学校等特別支援教育推進事業の実施
- 6 高等学校等通級指導推進事業の実施
- 7 発達障がい児等教育継続支援事業の実施

**〔施策21〕キャリア教育・職業教育の推進**

◇ 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力を身に付け、生涯にわたって社会的・職業的自立ができるよう、地元の企業・経済団体と連携したキャリア教育の充実を図ります。

◇ 企業が求める実践的な人材育成、継続的な育成環境を整えるため、地域の企業や市町村等と連携し、地域産業のニーズに応じた新たな教育内容の取入れを図ります。

**(令和3年度 主な取組・事業)**

- 1 地域の企業・経済団体等と連携したインターシップ等の推進
- 2 地域との協働による高等学校教育改革推進事業の実施
- 3 高校生みらい支援事業の実施
- 4 新規高卒者の就職支援の充実
- 5 県立工業高校産業人材育成事業の実施
- 6 未来を切り拓く人材育成事業の実施
- 7 特別支援学校等就職支援事業の実施
- 8 特別支援学校技能検定事業の実施
- 9 デジタル化対応産業教育設備の整備

**〔施策22〕国際的視野を持つ人材の育成**

◇ 英語教員の英語力向上を図るとともに、「聞く・読む・話す・書く」の4つの技能を総合的に育成する授業改善を進め、グローバル化に対応した英語教育の充実を図ります。

◇ 児童生徒の英語コミュニケーションへの意欲や英語力を高める取組を推進します。

◇ 英語教育における市町村の体制整備への支援を行います。

**(令和3年度 主な取組・事業)**

- 1 世界に挑む人材育成事業の実施
- 2 グローバル化に対応した英語教育の推進

**〔施策23〕社会教育活動の推進**

◇ 高度化、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、よりよい学習環境を提供します。

◇ 県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。

◇ 県民の学習に対する意欲を高め、主体的な学習活動を促進するため、関係機関、団体（PTA・子ども会など）との連携・協力体制を強化します。

◇ **（令和3年度 主な取組・事業）**  
1 NPOやボランティア団体との連携・協力の推進

2 社会教育関係団体等に対する育成支援・補助

3 社会教育関係職員の資質向上

4 ふくおか社会教育応援隊事業の実施

5 県立社会教育総合センター等での学習情報の提供及び学習相談の充実

6 現代的な課題に関する学習機会の提供とボランティア活動の促進

**〔施策24〕社会教育施設の充実**

◇ 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、県立社会教育施設の機能充実と利用促進を図ります。

◇ 県民のニーズに対応できるように社会教育関係職員の専門性を高めます。

◇ **（令和3年度 主な取組・事業）**

1 県立社会教育施設の機能充実

2 県立社会教育施設の利用促進

3 社会教育施設職員の資質向上

**〔施策25〕県民文化芸術活動の振興**

◇ 次代を担う子どもたちの創造性を育み、多様な個性と豊かな人間性の形成を図るため、関係機関との連携を強化しながら、子どもの文化芸術活動を推進します。

◇ 県立美術館の機能充実に努め、県民の鑑賞・創作活動の促進を図ります。

◇ 令和2年2月に策定した「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」に則った適正な運営により文化部活動の推進を図ります。

◇ **（令和3年度 主な取組・事業）**

1 子ども文化事業の実施

2 中学校文化連盟、高等学校芸術・文化連盟への支援

3 県立美術館の機能の充実

**〔施策26〕文化財の保存・活用及び継承**

◇ 歴史と伝統に培われた貴重な文化財を永く後世に伝えるため、福岡県文化財保護大綱を踏まえ、保護活動の充実を図り、情報提供や文化財に対する理解を深める施策を推進します。

◇ 県民一人ひとりが、地域の身近な文化財の価値を認識し、大切にしていく想いを共有できる文化財保護の基盤の構築に努めます。

◇ 地域に根ざした文化財の保存・活用を推進し、県民と共に多彩な文化財を育みながら、未来への継承を図ります。

◇ 県内各地域の文化財を保存・活用していくために、地域との積極的な連携による、地域主体の文化財保護を推進します。

◇ **（令和3年度 主な取組・事業）**

1 九州歴史資料館の利用促進、調査・研究の充実

2 旧福岡県公会堂貴賓館の利用促進

3 福岡歴史文化発信・体感事業の実施

4 日本遺産「古代日本の『西の都』」魅力発信事業の実施

**〔施策27〕県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進**

◇ 県民に夢や感動を与えるトップアスリートを育成し、本県の競技力向上を図るため、関係機関・団体と連携して、一貫指導システムの構築を推進するとともに、指導者の資質向上やスポーツ情報の活用促進、「誠実性・健全性・高潔性」といったスポーツ・インテグリティの確保に関する研修に取り組みます。

◇ ジュニアや大学・社会人、女性アスリートの育成強化、さらに本県の得意種目を有する競技団体への支援を行うとともに、県立体育・スポーツ施設の整備に取り組みます。

◇ **（令和3年度 主な取組・事業）**

1 競技スポーツ振興事業の実施

2 県立体育・スポーツ施設の整備と活用促進

3 競技者育成・競技団体等活性化事業の実施

**〔施策28〕人権教育・人権啓発の推進**

◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する

知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。

◇ 個別的な人権課題について、法律や「福岡県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等を踏まえた教育・啓発の推進とともに、性的少数者や感染症等に関する適切な理解促進と必要な支援の充実を図ります。

◇ 人権教育に係る指導力向上等のため、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図るとともに、効果のある取組についての実践的研究を進めます。

◇ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を踏まえ、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。

◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。

◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的にを行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。

◇ **（令和3年度 主な取組・事業）**

1 個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業の実施

2 人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施

3 人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施

4 人権教育コーディネーター養成講座の実施

5 男女共同参画教育の推進

6 男女共同参画についての教員研修の実施

**指 標**

これらの施策の効果を把握するため、指標及び目標値を次のとおり設定しています。

# Ⅰ 「学力、体力、豊かな心」を育成する

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査における標準化得点※の教科ごとの平均値 ※標準化得点＝(本県の正答数)／(全国の正答数)×100	小 国語 103.4 算数 100.0 中 国語 98.6 数学 99.0 (令和元年度)	小 国語 100以上 算数 100以上 中 国語 98.9以上 数学 98.6以上 (令和3年度)
課題の解決に向けた取組	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合	小 75.7% (全国 77.7%) 中 73.7% (全国 74.8%) (令和元年度)	全国平均以上 (令和3年度)
家庭での学習習慣の定着	学校の授業時間以外に、平日の勉強時間が1時間未満の児童生徒の割合	小 35.2% (全国 34.0%) 中 34.7% (全国 30.0%) (令和元年度)	全国平均以下 (令和3年度)
学力向上に関する検証改善サイクルの確立	教育課程の改善を図るための一連のP D C Aサイクルを確立している学校の割合	小 36.3% (全国 37.3%) 中 33.5% (全国 33.9%) (令和元年度)	全国平均以上 (令和3年度)
子どもの体力向上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値	小男子 54.41点 (全国53.61点) 女子 55.96点 (全国55.59点) 中男子 43.20点 (全国41.69点) 女子 50.52点 (全国50.22点) (令和元年度)	全区分 全国平均以上 (毎年度)
子どもの運動習慣の定着	学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合	48.4% (令和2年度)	65% (令和5年度)
食に関する指導	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	93.3% (全国 95.3%) (令和元年度)	全国平均以上 (令和3年度)
道徳教育の推進	各地域の道徳教育の中核となる小・中学校教員の養成研修修了者数の累計	384人 (令和2年度)	400人 (令和3年度)
	研修会の講師等として自校以外で活動した道徳教育地域指導者の割合	82.3% (令和2年度)	85% (毎年度)
放課後等における体験活動の実施	放課後等に子どもの体験活動を実施している市町村の割合	86.7% (令和元年度)	100% (毎年度)
不登校対策	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数	小 9.7人 (全国 8.3人) 中 46.3人 (全国 39.4人) 高 20.7人 (全国 15.8人) (令和元年度)	全国平均以下 (毎年度)
	不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合	小 29.7% (全国 22.8%) 中 27.5% (全国 22.8%) 高 53.5% (全国 37.5%) (令和元年度)	小・中学校 全国平均以上 (毎年度)  高等学校 50% (毎年度)
いじめの解消率	いじめの認知件数のうち解消した件数の割合	小 87.5% (全国 83.5%) 中 83.8% (全国 81.6%) 高 79.8% (全国 84.0%) (令和元年度)	全国平均以上 (毎年度)
家庭・地域と連携した規範意識育成	「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」に参加した保護者の割合	小 43.6% 中 9.8% (令和元年度)	小 45% 中 10% (令和3年度)
小学校と幼稚園等の連携	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	73.8% (令和元年度)	80% (令和3年度)
学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備	保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に参加している学校の割合	小 61.7% (全国 64.6%) 中 36.7% (全国 38.2%) (令和元年度)	全校平均以上 (令和3年度)
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組んでいる小中学校の割合	20.8% (令和元年度)	100% (令和4年度)
県立学校におけるICT環境の整備	普通教室における大型提示装置の整備率	57.2% (令和2年度)	100% (令和3年度)
	高等学校段階におけるタブレット型パソコン(3クラスに1クラス分)の整備率	53.0% (令和2年度)	100% (令和3年度)
県立学校における授業でのICT機器の活用	ICT機器を授業で活用できる教員の割合	61% (令和2年度)	70% (令和3年度)
交通安全教育の推進	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 100% 高 100% (令和元年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)
防災教育の推進	地震に関する避難訓練の実施率	小 100% 中 100% 高 100% (令和元年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置している中学校区数の割合	97.5% (令和2年度)	100% (令和3年度)
県立学校教職員の超過勤務の縮減	超過勤務が月45時間超の教職員の割合(令和5年度までに解消)	33.2% (令和元年度)	25%以下 (令和3年度)
	超過勤務が年360時間超の教職員の割合(令和6年度までに解消)	55.1% (令和元年度)	40%以下 (令和3年度)



## II 「社会にはばたく力」を育成する

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
科学技術系人材の育成	高校生科学技術コンテストの受験者数	685人 (令和2年度)	1,200人 (毎年度)
	科学の甲子園ジュニア(中学生対象)の参加チーム数	181チーム (令和元年度)	150チーム (毎年度)
農業人材の育成	農業関係学科から農業関連分野へ就職・進学した生徒の割合(県立高等学校)	32.0% 〔就職: 32.5%〕 〔進学: 31.3%〕 (令和元年度)	34.0% (令和3年度)
特別支援教育体制の整備	公立の幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校等において、特別な支援が必要であると考えられる幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合	① 99.3% ② 99.3% (令和2年度)	① 100% ② 100% (令和3年度)
キャリア体験活動の実施	県立高等学校における職業や進路研究等に関する体験活動への参加率	96.5% (令和元年度)	100% (令和3年度)
就職意欲の向上	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	45.4% (令和2年度)	50.0% (令和3年度)

## III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
生徒の英語力の向上	CEFR A1レベル相当以上(英検3級程度以上)の資格又は相当する力を有する中学校生徒の割合	46.9% (令和元年度)	50% (令和3年度)
	CEFR A2レベル相当以上(英検準2級程度以上)の資格又は相当する力を有する県立高等学校生徒の割合	48.5% (令和元年度)	50% (令和3年度)

## IV 生涯学習社会をつくる

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
社会教育に関する学習情報提供の充実	「ふくおか社会教育ネットワーク」へのアクセス件数	477,650件 (令和元年度)	300,000件 (毎年度)

## V 県民の文化活動を盛んにする

指標なし

## VI 県民のスポーツ活動を盛んにする

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
競技スポーツの振興	国民体育大会における男女総合成績順位	11位 (令和元年度)	8位 (毎年度)
女性アスリートの育成	国民体育大会における女子総合成績順位	10位 (令和元年度)	8位 (毎年度)

## VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	464人 (令和2年度)	484人 (令和3年度)

# 令和3年度福岡県教育予算の概要

財務課

令和3年度当初予算は、国の総合経済対策補正予算における施策の効果を速やかに発揮させるための令和2年度2月補正予算と一体となった14か月予算として編成されています。令和3年度当初予算においては、「新型コロナウイルス感染症対策」を着実に推進するとともに、ポストコロナに向けて、新たなスタートダッシュが切れるよう、「新たな成長産業の創出」、「人と企業の新たな受け皿づくり」及び「将来の発展基盤の充実と安全・安心で災害に強い福岡県の実現」に取り組み、併せて、福岡県財政改革プラン2017に沿って、財政の健全化を着実に推進することとされています。

本県の令和3年度一般会計当初予算の総額は2兆1361億3800万円です。

県教育委員会所管の予算額は2531億

7300万円であり、福岡県総合計画の教育分野の施策の方向性を念頭に、福岡県教育施策実施計画に掲げる施策の着実な推進に向け、必要な予算の確保に努めました。

新規・重点事業の主な内容は次のとおりです。  
○ 「学力、体力、豊かな心」を育成する施策として、「ワンヘルス教育推進事業」を実施します。生徒が生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していく資質・能力を身に付けるためのリーフレットや高校生向け教材を作成・配布し、ワンヘルスの理念の普及・啓発を行います。

「SNSを活用した教育相談事業」では、小中高校生のコミュニケーション手段として普及しているSNSを活用した相談体制を整備することで、相談方法の選択肢を増やし、子どもの悩みに対して、早期発見・早期

対応できる教育相談体制の強化を図ります。

「ICTを活用した教育推進事業」では、児童生徒一人一人に応じた個別最適化学習を進めていきます。公立小中学校においては、児童生徒の1人1台端末を効果的に活用した教育を実施するため、教員のICT活用能力の向上及び実践モデルの構築を図ります。県立学校では、教員のICT活用をサポートするICT支援員を配置します。また、特別支援学校にタブレットから遠隔操作できる分身ロボットやデジタル教科書等のICT機器を配備します。

○ 県民の文化活動を盛んにする施策として、日本遺産「古代日本の『西の都』」魅力発信事業を実施します。日本遺産「西の都」が筑紫地区を中心とした古代日本の国際都市であったことを発信し、貴重な文化財が身近に

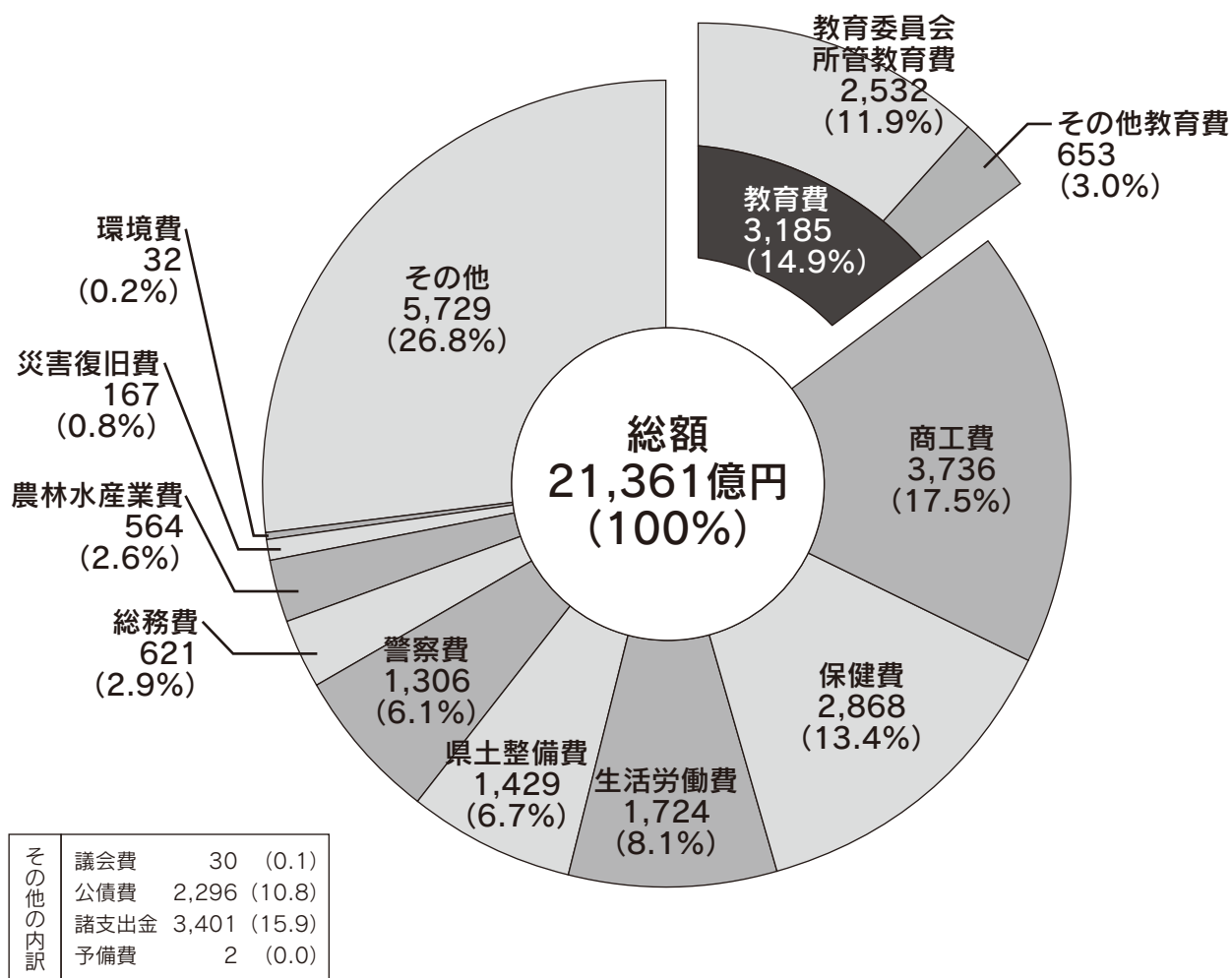
存在することを喚起し、新たな発見や郷土への興味関心を抱けるような機会を提供します。

○ 新型コロナウイルス感染症対策関連事業として、特別支援学校に通う児童生徒の感染リスク低減のための通学バスの増便に要する経費や、県立学校、社会教育施設等における感染症対策のための衛生用品の購入に要する経費などを計上しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、学校の教育活動の充実のため、就職指導員や学習指導員及びスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の活用を図ります。

なお、各分野別の主な予算については、19ページに掲載しています。

## 県予算総額の内訳（令和3年度一般会計当初予算）

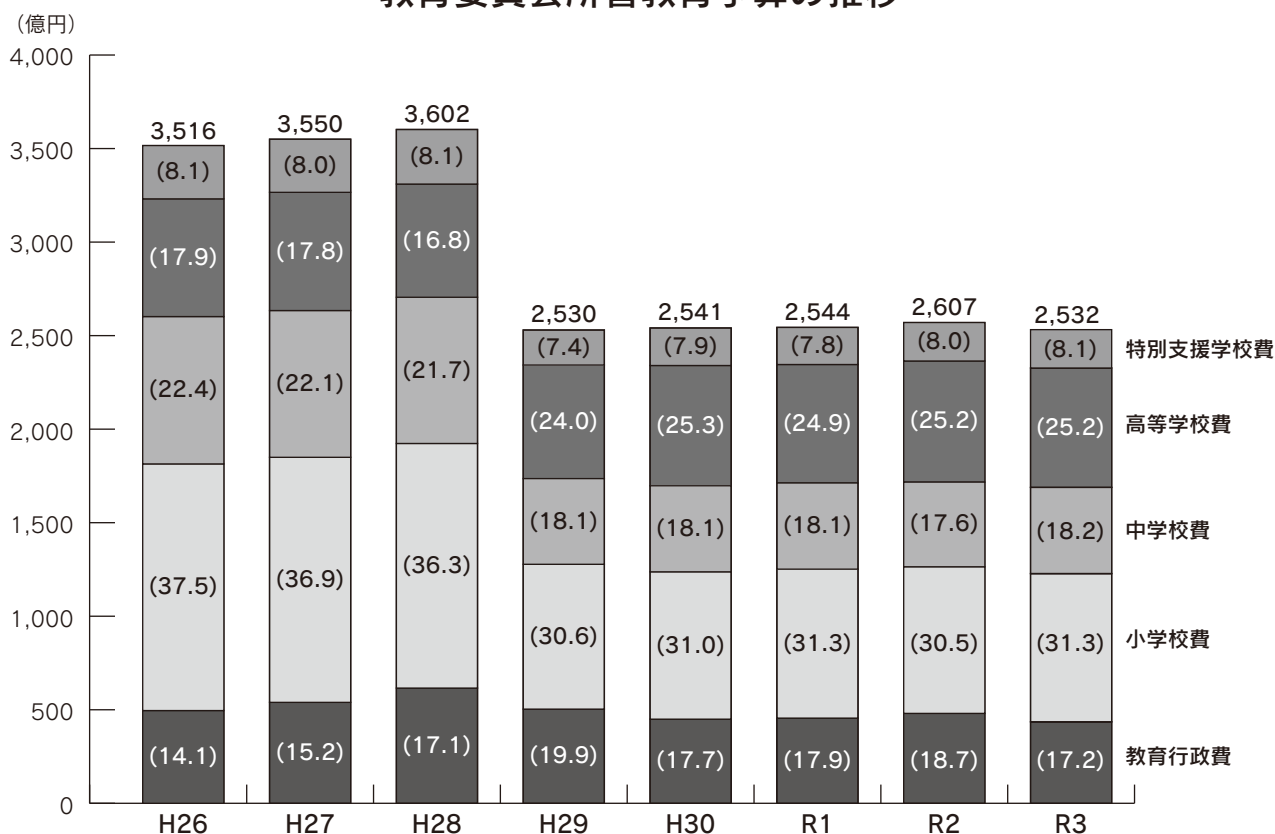
（単位：億円）



※（ ）は総額に対する割合(%)を示す。

※表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計は一致しない。

## 教育委員会所管教育予算の推移



※( )は総額に対する割合(%)を示す。  
 ※H26~R2は最終予算額、R3は当初予算額。

## 令和3年度教育委員会所管予算の内訳(当初予算)

(単位：千円)

		令和3年度 ア	令和2年度 イ	増減額 ア-イ	増減率 (%)	構成比 (%)	
教育費	教育行政費	教育総務費	37,286,591	39,184,066	△ 1,897,475	△ 4.8	14.7
		社会教育費	3,722,502	3,748,314	△ 25,812	△ 0.7	1.5
		保健体育費	2,474,415	2,321,939	152,476	6.6	1.0
		計	43,483,508	45,254,319	△ 1,770,811	△ 3.9	17.2
	小学校費	79,330,482	80,641,322	△ 1,310,840	△ 1.6	31.3	
	中学校費	46,200,930	46,957,208	△ 756,278	△ 1.6	18.2	
	高等学校費	63,769,519	63,379,342	390,177	0.6	25.2	
	特別支援学校費	20,389,017	20,747,925	△ 358,908	△ 1.7	8.1	
合計		253,173,456	256,980,116	△ 3,806,660	△ 1.5	100.0	

「令和3年度福岡県の教育施策」において、重点的に取り組む事業に関する予算概要

(千円)

住	事業名	予算額	説	明	
I 「学力、体力、豊かな心」を育成する	ふくおか学力アップ推進事業	262,543	○福岡県学力調査の実施に要する経費(対象：小学校5年生、中学校1・2年生)	48,798	
			○学力強化が特に必要な市町村が実施する学力向上プランの推進に対する助成等	6,568	
			○学力強化が特に必要な市町村への非常勤講師の派遣に要する経費	200,284	
		学力向上推進拠点校指定事業	12,292	○活用力育成教材集の作成及び診断テストの実施等に要する経費	6,893
		「主体的・対話的で深い学び」推進事業	2,169	○推進拠点校における学力向上のための授業・組織運営・人材育成の一体的改善に要する経費	520
		地域学校協働活動事業	167,934	○小・中学校の教員を対象とした授業実践研修に要する経費	1,649
		コミュニティ・スクール導入促進事業	4,676	○市町村が行う放課後活動、学校支援に対する助成等	976
		福岡県体力向上総合推進事業	126,070	○市町村がコミュニティ・スクール導入に向けた研修会に要する経費	3,700
				○市町村がコミュニティ・スクール導入を準備するためのディレクター配置に対する助成	27,770
				○県立学校における部活動指導員の配置等に要する経費	85,097
				○「スポコン広場」地区大会等の開催に要する経費(運動部活動)	4,642
				○体力アップシートの配布	958
				○県立学校へのオリンピック・パラリンピアン派遣に要する経費	500
				○オリンピック・パラリンピック教育の効果的手法に関する調査研究に要する経費	1,100
				○タグラグビーの普及に要する経費	5,949
				○タグラグビーの普及に要する経費	54
		【新】ワンヘルス教育推進事業	19,718	○ワンヘルスに関する教育及び理念の普及・啓発に要する経費	42,678
		児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	83,834	○市町村の全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置に対する助成	41,156
		スクールカウンセラー等活用事業	472,998	○小・中・高等学校における不登校等生を指導する専門スタッフの配置に要する経費	107,190
				○全小学校(指定都市を除く)へのスクールカウンセラー配置に要する経費	255,513
				○全中学校(指定都市を除く)へのスクールカウンセラー配置に要する経費	89,221
				○全県立学校へのスクールカウンセラー配置に要する経費	21,074
				○県立高校の各学区への訪問相談員等配置に要する経費	47,017
		「子どもホットライン24」相談事業	47,570	○24時間対応教育相談の実施等に要する経費	553
		【新】SNSを活用した教育相談事業	25,753	○教育相談体制の構築に要する経費	5,874
		保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業	5,874	○SNSを活用した相談体制の構築に要する経費	—
		【新】子どもの読書習慣形成・定着支援事業	6,774	○児童生徒及び保護者が参加する規範意識育成学習会への講師派遣に要する経費	—
		地域と一体となった学校づくり事業	183,560	○市町村が行う子どもの読書習慣の形成・定着に向けた取組に対する助成	976
				○市町村がコミュニティ・スクール導入に向けた研修会に要する経費※再掲	3,700
				○市町村が行う放課後活動、学校支援に対する助成等※再掲	167,934
			○ふくおか教育月間(11月)の推進に要する経費	10,950	
	ふくおか社会教育応援隊事業	—	○市町村教育委員会等が実施する社会教育関連事業に対し、職員(社会教育主事等)が効果的・効率的運営を支援	—	
	帰国・外国人児童生徒等への日本語指導体制整備事業	8,744	○日本語指導を行う教員の指導力向上に要する経費	620	
	ICTを活用した教育推進事業	1,474,014	○モデル市町村が行う日本語指導が必要な児童生徒への支援の実践研究に対する助成	8,124	
			○県立学校におけるネットワークセキュリティ機能の拡充や大型提示装置の整備等に要する経費	1,212,762	
			【新】県立学校におけるICT支援員の配置に要する経費	167,464	
			【新】特別支援学校の訪問教育対象生の学習・交流機会拡充のための分身ロボット配備に要する経費	3,960	
			【新】特別支援学校におけるICT活用教育推進のためのデジタル教科書及び電子黒板の整備に要する経費	13,518	
			【新】教育事務所等におけるICT環境整備に要する経費	13,929	
			【新】教育センター、体育研究所においてICT活用能力向上に係る教員研修を実施するためのICT環境整備に要する経費	12,215	
			【新】公立小中学校の教員に対しICT活用能力向上のための研修実施及び授業モデル開発に要する経費	17,604	
			○プログラミング教育に対応するための教員指導力向上に要する経費	32,562	
			○地域全体での学校安全推進体制の構築に要する経費	—	
	学校安全総合支援事業	4,347	○県立学校におけるICカードによる勤務時間管理システムの運用に要する経費	11,332	
	教職員の働き方改革推進事業	296,068	○県立学校における情報共有システム運用に要する経費	3,663	
			○県立学校における生徒の基本情報等管理システム運用に要する経費	162,864	
			○市町村が行う部活動指導員の配置に対する助成※再掲	27,770	
			○県立学校における部活動指導員の配置に要する経費※再掲	85,097	
			【新】市町村が行う部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究に対する助成※再掲	5,342	
II 「社会にはばたく力」を育成する	【新】福岡メソッド総合推進事業	7,949	○小・中学校における学力向上のための「福岡メソッド」の研究に要する経費	—	
	未来を切り拓く人材育成事業	30,775	○生徒が主体となって計画立案した体験活動等の実施に要する経費(高等学校 26,323 特別支援学校 4,452)	—	
	県立工業高校産業界人材育成事業	51,161	○産学官連携を行い、高度で実践的なものづくり技能を持つ人材育成に要する経費	—	
	高校生みらい支援事業	234,684	○生活困難等帯等の生徒に対する進学・就職支援を行うコーディネーターの配置に要する経費	30,251	
			○県立学校における就職指導員の配置に要する経費	204,433	
			○地域社会と連携、協働して人材育成を図るための特色ある教育課程の研究開発に要する経費	—	
				○地域企業と連携したインターンシップ(就業体験)実施等に要する経費	—
				○特別支援学校における技能検定の実施等に要する経費	—
				○企業等の関係機関から就職に係る支援や助言を受けるためのネットワーク協議会等に要する経費	—
				○小学校における英語教育の早期化、教科化への対応に要する経費	—
III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する	英語教育推進事業	490,677	・教員の英語力・指導力向上研修に要する経費	6,138	
			・児童の英語を用いたコミュニケーションへの意欲向上に向けた交流会	6,491	
			○中学校における英語教育の高度化への対応に要する経費	—	
			・英検1B Aテスト(対象：中学校3年生)、スピーチコンテスト	12,892	
			・重点市町村が行う英語学習支援員配置等に要する助成	16,850	
			○高等学校における英語教育の高度化への対応に要する経費	—	
			・4技能型英語力の総合的な育成(英検等受験費用助成)	2,710	
			・ネイティブ英語教員による英語授業等の実施に要する経費	10,469	
			・英語指導助手(ALT)の配置に要する経費	402,658	
			・英語活動指導員による英語を使った英語以外の授業等の実施に要する経費	27,924	
		・高校生の留学経費に対する助成	4,404		
		・教員の英語力・指導力向上研修に要する経費	141		
IV 生涯学習社会をつくる	ふくおか社会教育応援隊事業	—	○市町村教育委員会等が実施する社会教育関連事業に対し、職員(社会教育主事等)が効果的・効率的運営を支援	—	
V 県民の文化活動を盛んにする	【新】日本遺産「古代日本の西の都」魅力発信事業	15,361	○「西の都」の全体ストーリー、構成文化財を紹介するガイドブック、パンフレットの作成等に要する経費	—	
VI 県民のスポーツ活動を盛んにする	競技者育成・競技団体等活性化事業	168,633	○将来有望な小・中学生の選手発掘・育成に対する助成	36,181	
			○団体成年種別の「ふるさと選手」の県内強化活動に対する助成	11,228	
			○本県重点種目に指定する競技団体の選定・合宿に対する助成	16,500	
			○オリンピックをはじめとした大規模大会に向けた女性アスリートの育成及び指導者育成等に要する経費	2,349	
			○オリンピック等国際大会に向けたアスリートの育成・強化に対する助成	2,700	
			○オリンピックをはじめとした大規模大会に向けたアスリートの育成等に要する経費	79,629	
			○各種スポーツ大会開催に対する助成	8,450	
			○競技団体の組織強化に対する助成	11,596	
			○個別の人権課題に関する指導方法等の研究に要する経費	—	
VII 人権が尊重される心豊かな社会をつくる	個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業	1,250	—	—	
	新型コロナウイルス感染症対策関連事業	2,431,082	○県立学校における教育活動の継続のために必要な感染症対策等に要する経費	252,400	
			○特別支援学校における感染リスク低減を図るための通学バスの増便に要する経費	337,324	
			○ICTを活用した教育推進事業の実施に要する経費※再掲	1,474,014	
			○市町村が行う学習指導員の配置に対する助成	39,240	
			○市町村が行うスクール・サポート・スタッフの配置に対する助成	21,560	
			○県立学校における就職指導員の配置に要する経費※再掲	204,433	
			○社会教育施設等における感染拡大防止のための衛生用品等の購入に要する経費	6,351	
			○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電子書籍の購入による図書館サービスの充実等に要する経費	95,760	
			○県立美術館における所蔵作品を鑑賞できる「バーチャル美術館」に要する経費	—	

※ 教育予算に関する情報については、県ホームページ「令和3年度当初予算の編成概要」に掲載しています。

# 『福岡県文化財保護大綱』と新たな文化財保護の取組

## 文化財保護課

### はじめに

福岡県は、古くから対外交流の窓口として発展し、我が国の歴史上も重要な役割を果たした地域として、他に類をみない、個性豊かな文化を育んできました。この先人の足跡をたどることができ、多彩な文化財が県内各地に残されています。これらの文化財は、本県の歴史と文化を語る上でも欠くことのできない、県民の財産であり、次世代を担う子どもたちが郷土への愛着を育んでいく上でも大切なものです。ここでは、本県の文化財の保護に関する新たな方針である、「福岡県文化財保護大綱」の概要と新たな文化財保護の取組についてご紹介します。

### 1 策定の経緯

平成31年4月に改正された文化財保護法が施行され、都道府県の教育委員会は、当該都道府

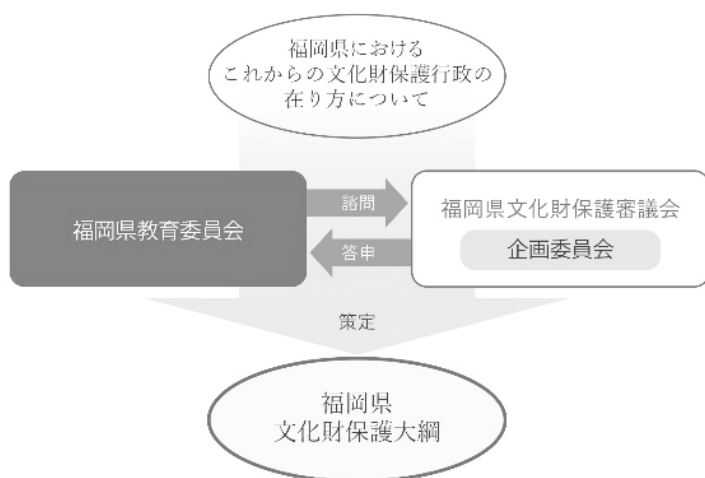
県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（「文化財保存活用大綱」以下「大綱」という。）を定めることができる（第183条の2第1項）、とされました。

大綱は、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該域内において、各種の取組を進めていく上での共通の基盤となるものとされ、この基本的方針の下、市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくことが可能とされています。

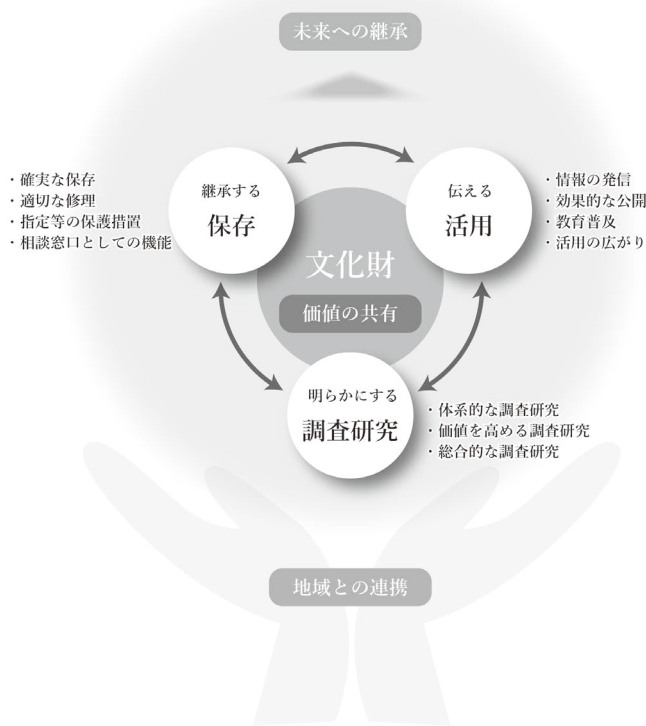
令和元年7月30日、福岡県教育委員会は、福岡県文化財保護審議会（以下、「審議会」という。）に対して、「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について」諮問しました。

この諮問を受けて、審議会では企画委員会の設置を行い、令和元・2年度にかけて、新たな文化財保護に係る方針の検討を進めてきました。そして、令和3年1月には、県民へ方針の原案に対して、「審議会の答申に係る福岡県教

育委員会意見書提出制度要綱」に基づき、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。



大綱策定の組織と検討の流れ



#### 文化財保護の理念と実践の在り方

文化財保護の理念の柱	
価値の共有	文化財の価値を認識し大切にしていこうと想いを共有する
未来への継承	文化財の保存・活用を推進し、未来へ継承する
地域との連携	地域との連携による地域主体の文化財保護を推進する

これを踏まえ、令和3年3月15日、審議会から「福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について」答申が行われ、その内容について、本県の大綱とすることをしました。

本大綱は、福岡県文化財保護条例を踏まえた文化財保護に関する総括的方針です。平成22年に策定した本県の文化財の方針である、「福岡県文化財保護基本方針」を引き継ぐものとして、「福岡県文化財保護大綱」の名称にして

ます。今後、この大綱に示した方針に沿って、県内市町村と共に本県の文化財保護を推進していきたいと考えています。

県内では、文化財保護法の改正を受けて、文化財保存活用地域計画（以下、地域計画という。）の作成を開始した市町村があり、本大綱を下に文化財保護の課題や方向性について、同じ目的意識を持って取り組んでいくことが期待されます。また、本大綱は、県、市町村を問わ

ず、文化財の保護における具体的な施策や取組を検討する際に、考慮すべき文化財の具体的な課題や、今後進めていくべき文化財の保存及び活用の考え方や取組の方法についても記載しており、様々な場面での活用が想定されます。

「福岡県文化財保護大綱」は、序章・I章～VI章で構成されています。

#### 序章 策定の目的と背景

- I章 文化財保護制度と福岡県の文化財保護
- II章 福岡県における文化財の現状と課題
- III章 福岡県における文化財保護に関する基本方針

#### IV章 文化財の防災・防犯対策

#### V章 文化財保護の推進体制

#### VI章 福岡県における文化財保護の展望

このうち、I・II章では本県の文化財保護の歩みと各種文化財の課題を整理しています。そして、それを踏まえてIII章では文化財保護の基本方針を示しています。IV章については、近年、自然災害の多発によって課題となっている文化財の防災や美術工芸品等の盗難について具体的な行動マニュアルを示しています。V章では関係機関との連携、市町村への支援など文化財保護の推進体制について示しています。VI章はこれらの本県の文化財保護の取組についての展望に関するものです。

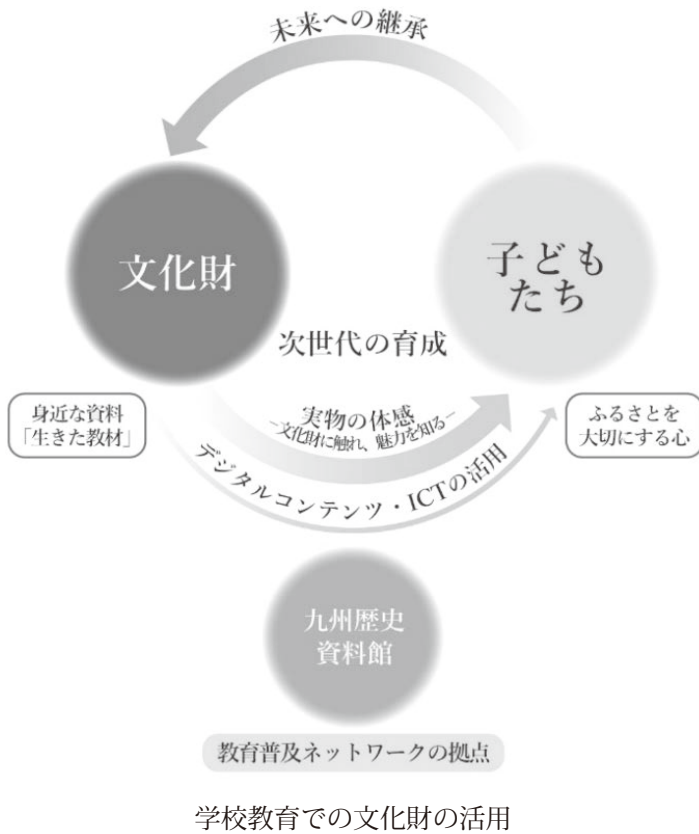
## 2 本県の文化財保護の理念と実践

本大綱では、文化財保護の理念として、文化財を通じて、県民一人一人が国際色豊かで多様な歴史と文化を身近に感じ、また、次世代を担う若者が郷土愛を育んでいく社会をめざすこととしています。その実現のために、改めて、今日の社会の中で、個性豊かな地域の文化を形づくっている、文化財の意義や役割を意識しながら、県民と共に文化財保護への想いを共有し、

はるかな未来へ文化財を保存・継承させていく取組を推進します。

また、この理念の柱として、価値の共有、未来への継承、地域との連携を掲げ、本県の文化財保護に取り組みます。

理念に基づき、本県の文化財保護を推進していくために、調査研究を行い、時代、地域的特徴などを捉え、文化財としての価値を明らかにしていきます。さらに、その成果に基づいて、文化財を保存し、価値を継承する取組を進めながら、県民一人一人へ文化財の大切さを伝えることで、文化財保護への想いを共有し、未来へ継承していきます。そのため



学校教育での文化財の活用

### 3 文化財保護に関する基本方針

本県の文化財に係る課題を踏まえ、文化財保護を推進していくために、

文化財の調査、保存、活用、災害や盗難等、保護体制という5つの方針を掲げています。

**文化財の調査** 文化財の類型や分野・種別ごとに状況を把握して本県の文化財の全体像を示す体系的な調査研究、文化財の重要性や学術的価値を高めていく詳細な調査研究、地域の文化財を対象として地域文化を捉えていく総合的な調査研究を実施します。

**文化財の保存** 文化財を将来へ確実に継承していくために、形状や構造、材質を把握し、保存環境に応じた適切な保存の取組や、文化財の修理等について所有者や市町村へ助言を行っていきます。

**文化財の活用** 文化財の価値を多くの県民が認識できる情報発信や公開を行うとともに、その大切さを伝え、愛護思想へとつなげていくための教育普及の取組を推進します。

**文化財の災害や盗難等** 自然災害、建造物火災、盗難等に対応していくために、文化財の防災対策（事前の備え・発生時の対応・復旧への対応）、防犯対策の取組を推進します。

**文化財の保護体制** 文化財保護に係る体制強化、関係機関との連携、市町村への支援を推進します。

このうち、文化財の活用では、身近な資料を「生きた教材」とし、県民が郷土の歴史と文化

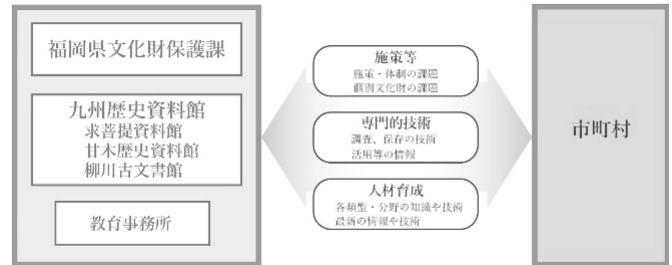


を感じ、より深く理解し、ふるさとを大切にすることを育んでいくことにつなげます。

九州歴史資料館を本県の文化財に関わる教育普及ネットワークの拠点と位置付け、他県や市町村の取組事例等の情報収集を行うとともに、文化財を通して本

県の歴史や文化を学ぶことができるよう、教育普及に関する様々な体験プログラムを作成します。文化財に興味を持って学校教育や社会教育で活用していただけるような研修会等を行っていきます。

また、本県の文化財保護の取組を推進していくために、文化財に関する情報を常に把握し、関係機関と連携しながら、適切な方策を検討・遂行できる体制を構築していきます。特に、お互いの役割分担を意識しながら、県内市町村の文化財保護の取組に係る助言や支援を行い、地域の文化財保護の充実に努めます。



市町村への支援体制

#### 4 新たな文化財保護の取組

この大綱で掲げた本県の文化財保護の理念に基づき、県民と共に、文化財の価値を認識して大切にしていこうを共有し、保存・活用を通して、未来へ文化財を継承していく取組を推進します。そして、各地域の文化財を保存していくために、地域との連携による文化財保護に取り組めます。

文化財保護の主な取組は次のとおりです。

**地域文化財保護の充実** 地域における文化財保護の中心的役割を果たす市町村と共に、県内各地域の文化財の保存・活用を推進し、地域の文化財保護の充実に努めます。また、必要に応じて各市町村の施策に関わる方針や計画の策定支援、文化財の調査、保存処置、修理についての技術的支援をしていきます。

**文化財の調査研究** まだ、本県において全体像を把握できていない、保存に緊急性を要する文化財の悉皆的調査、大宰府の学際的研究、一定の地域を対象としたり、テーマに基づくなど、県内文化財群の調査研究を実施します。

**文化財の保存及び活用** 調査研究の成果を踏まえ、種別や時代、地域的な特性を踏まえながら指定等による保護を進めます。

また、各種文化財の状況や課題に応じて、文

化財を保存・活用していくための方針の策定を行います。さらに、文化財に関する保存管理・整備、防災・防犯対策、文化財データベースの充実と情報化への対応、文化財の魅力を伝える展示などに取り組みます。

**文化財保護の担い手の育成** 県内文化財専門職員を対象とした文化財専門研修を実施します。

また、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を増やすため、地域の文化財に関するデータベースやデジタル情報を利用できるよう、九州歴史資料館の文化財の情報環境整備、学校への出前講座等の実施などに取り組みます。

#### おわりに

本大綱は、地域の文化財保護を担う市町村と一体となって、本県の文化財保護行政を推進していくための新たな方針です。地域の文化財の計画的な保存・活用が求められている今日、本県においては、文化財の調査研究・保存・活用という、3つの核となる重要な取組を掲げ、県内各地域の文化財保護の充実に努めます。本大綱の下、これからの時代にふさわしい、福岡県の文化財保護に取り組んでまいります。

# 福岡県特別支援教育推進ネットワークについて

## 特別支援教育課

### はじめに

特別支援学校では、地域において幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、高等学校等に対する教育上の支援（教員、保護者に対する相談支援など）を行うなど、特別支援教育に関するセンターとしての役割の充実に努めています。

また、教育、福祉、医療、労働等の関係機関と連携し、障がいのある幼児児童生徒とその保護者に対し、一貫した相談支援体制の整備・充実を図っています。

全国的な傾向として、小学校等への支援や保護者への教育相談の件数は、年々増加しています。文部科学省の調査によると、平成29年度における小学校等の教員からの相談及び保護者等からの相談の延べ件数は、全国972校の公立特別支援学校で約24万件、1校当たりの平均で約250件です。これは、平成19年度と比較すると、約1・2倍になっています。また、令和2年度における福岡県立特別支援学校20校の教育相談の延べ件数は、約3,500件であり、福岡県でも年々増加する傾向にあります。

### 1 本事業の概要

本県では、平成21年度から県内各地域において県立特別支援学校が連携し、各障がい種別の専門性を相互に補完することにより、障がいのある幼児児童生徒に対し適切な支援を行うことができるように「福岡県立特別支援学校ネットワーク」を設置しました。平成31年度には、地域における特別支援教育を深化・充実させるために、名称を「福岡県特別支援教育推進ネットワーク」と改め、各教育事務所との連携を明確にするなどの改善を図りました。

#### (1) 教育事務所との連携

従前のネットワークでも教育事務所との連携を行っていましたが、今回の改善において、教育事務所との連携を設置要綱に明記したことで、要綱に基づいてそれぞれの情報を積極的に交換・共有することがより確実にできるようになりました。特別支援学校は、地域の状況について、自校の教育相談等の活動と教育事務所の情報を合わせて、多面的に知ることができ、教育事務所は、管轄地域のネットワークの取組や特別支援学校が行っている教育相談の実績等の具体について複数の特別支援学校の実態を知る

ことができている。

教育事務所は、県内の6地域にあり、福岡教育事務所、北九州教育事務所、北筑後教育事務所、南筑後教育事務所、筑豊教育事務所、京築教育事務所がそれぞれの地域を管轄しています。

#### (2) 県内に広がる特別支援教育推進ネットワーク

本ネットワークは、事務所が管轄している福岡、北九州、北筑後、南筑後、筑豊、京築の地域ごとに、県立特別支援学校と教育事務所が

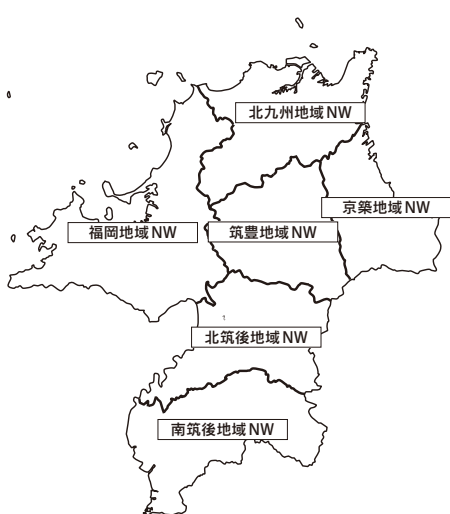


図1 県内のネットワークイメージ図

ネットワーク地域	福岡	北九州	北筑後	南筑後	筑豊	京築	
構成市町村名	筑紫野市 大野城市 宗像市 古賀市 那珂川市 志免町 粕屋町 久山町	春日市 太宰府市 糸島市 福津市 宇美町 須恵町 篠栗町 新宮町	直方市 中間市 宮若市 小竹町 鞍手町 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町	久留米市 小郡市 朝倉市 うきは市 大刀洗町 筑前町 東峰村	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 広川町 大木町	田川市 嘉麻市 添田町 糸田町 大任町 桂川町	飯塚市 香春町 福智町 川崎町 赤村

(※) 両政令市(福岡市、北九州市)は除きます。

ネットワーク地域	福岡	北九州	北筑後	南筑後	筑豊	京築	
構成校	視覚	福岡視覚特別支援学校 福岡高等視覚特別支援学校	北九州視覚特別支援学校	柳河特別支援学校	柳河特別支援学校	福岡視覚特別支援学校 北九州視覚特別支援学校(※)	北九州視覚特別支援学校
	聴覚	福岡聴覚特別支援学校 福岡高等聴覚特別支援学校	小倉聴覚特別支援学校	久留米聴覚特別支援学校	久留米聴覚特別支援学校	直方特別支援学校	小倉聴覚特別支援学校
	知的	古賀特別支援学校 太宰府特別支援学校 福岡高等学園	直方特別支援学校 北九州高等学園	小郡特別支援学校	筑後特別支援学校	川崎特別支援学校 嘉穂特別支援学校 直方特別支援学校	築城特別支援学校
	肢体	福岡特別支援学校 太宰府特別支援学校	直方特別支援学校	田主丸特別支援学校	柳河特別支援学校	直方特別支援学校	築城特別支援学校
	病弱	古賀特別支援学校	古賀特別支援学校(※)	柳河特別支援学校	柳河特別支援学校	古賀特別支援学校(※)	古賀特別支援学校(※)

(※) は、必要に応じて支援を行います。

表1、表2 各地域における構成市町村及び構成校

ネットワークを整備し、障がいのある幼児児童生徒に対する支援を行っています(図1参照)。例えば、福岡教育事務所管轄地域では、福岡地域特別支援教育推進ネットワークと称しています。支援の内容は、①県立特別支援学校に在籍する重複障がいのある幼児児童生徒の指導のための支援、②地域や幼稚園、保育園、認定

こども園、小・中学校、高等学校等への助言・援助などです。障がい種別にかかわらず相談を受け付けていますので、どこに相談すればよいか分からない場合や、専門性の高い指導を行いたい場合などは、まず最寄りの県立特別支援学校へお問い合わせください。地域のネットワーク構成校が連携して対応します。

## 2 地域における特別支援教育を推進するために

地域における特別支援教育を推進するためには、本事業を積極的に推進することも大切なのですが、それ以上に、それぞれの地域にある小・中・高等学校等が特別な支援が必要な子供たちのために、組織的に特別支援教育を推進していくことが欠かせません。

そこで、本ネットワークでは、「学校コンサル

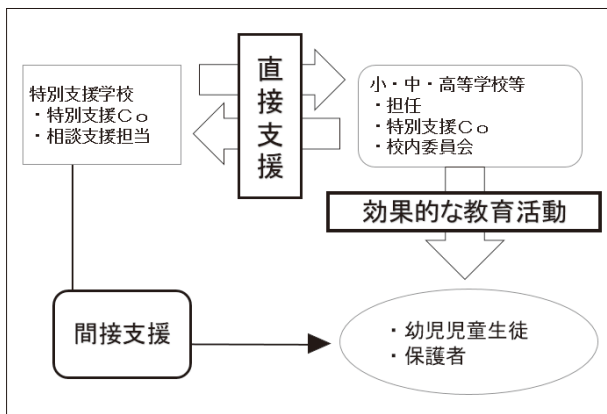


図2 学校コンサルテーションイメージ図

テーション」の考え方をを用いて、各学校を支援しています(図2参照)。

学校コンサルテーションは、支援を必要とする子供に関わる先生方の教育活動を通して、子供の抱えている課題の解決に向け、支援していくことが目的です。

つまり、相談を受けた子供の課題を特別支援学校の教員が直接解決するのではなく、担任の先生が課題を解決できるように間接的に支援を行うものです。また、担任の先生だけでなく、小・中・高等学校等が組織的に特別支援教育を推進するために、各校で行われている研修会や校内支援委員会等への支援も行います。

### おわりに

特別支援教育については、「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえることが重要です。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供たちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。学校教育においては、一人一人の子供の障がいの状態や特性、心身の発達の段階に応じた指導・支援を行うため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続した「多様な学びの場」を一層充実させていく必要があります。そのためにも、地域にある小・中・高等学校等、それぞれが特別支援教育を推進する力を付けていくことが求められています。

# 福岡県教育センター専門研修

# 福岡県教育センター

## はじめに

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全ての専門研修が中止になり、フオローアップとしてオンデマンド講座を公開しました。

令和3年度の福岡県教育センター専門研修事業では、不測の事態に備え、『確実な研修の実施』を目指し、オンラインによる研修を充実させていきます。教職員が福岡県教職員育成指標を踏まえながら、地域や学校の課題、教職員のニーズに合った研修を受講し、教育の未来を共創するため、本年度も「キャリアアップ講座」、「ミドルリーダー養成講座」、「福岡教師塾」を企画しておりますので、紹介します。

## 1 キャリアアップ講座

### (1) キャリアアップ講座について

教職員のキャリアに応じた教育実践上の課題解決能力の向上を図るために、職務遂行に必要な専門的知識・技能を習得する研修です。本年度は講座編成を見直し、先生方が次なるキャリアステージを目指して講座を選択できるように、各講座で対象とする「キャリアステージ」

に、高めたい資質・能力を焦点化しています。また、関係教育機関との連携講座を充実させ、全80講座を開設しています。

### (2) 令和3年度の研修区分と講座紹介

「キャリアステージに基づく研修区分」  
福岡県教職員育成指標に基づき、研修区分を5段階で設定しています。

### 「高めたい資質・能力に基づく研修区分」

福岡県教職員育成指標に基づき、先生方が高めたい資質・能力に応じて講座が選択できるように、研修区分を3つ設定しています。

- 学習指導と評価の力
- 生徒指導と集団づくりの力
- 連携・協働の力

キャリアステージに  
基づく研修区分の  
ページへGO!



[http://www.educ.pref.fukuoka.jp/one\\_html3/pub/default.aspx?c\\_id=568](http://www.educ.pref.fukuoka.jp/one_html3/pub/default.aspx?c_id=568)

高めたい資質・能力  
の研修区分のページ  
へGO!



[http://www.educ.pref.fukuoka.jp/one\\_html3/pub/default.aspx?c\\_id=567](http://www.educ.pref.fukuoka.jp/one_html3/pub/default.aspx?c_id=567)

### 「その他の特色のある講座」

○事務職員（市町村立学校）対象講座  
昨年度に引き続き、事務職員対象の講座を2講座実施します。

○関係教育機関との連携講座

本年度は、福岡教育大学（3講座）、九州大学、福岡管区気象台、福岡県立美術館、福岡県教育委員会、福岡県環境保全課、福岡県教育庁文化財保護課との連携講座を全9講座実施します。

## 2 ミドルリーダー養成講座

### (1) ミドルリーダー養成講座について

各分野に関する専門的な力量、又は指導力の向上を図ることで、学校及び地域において、ミドルリーダーとして活躍する人材を育成する講座です。全6講座を開設しています。

### (2) 各講座のねらいと講座内容の紹介

「子供と教師の学びをアップデートする」主体的・対話的で深い学びを実践する」

教師自身が主体的・対話的で深い学びを表現し、周りに働きかけ、周りを巻き込みながら、

子供の姿に届く授業づくりを日常化するなど、実践的で効果的な授業改善に貢献できる人材を育成する講座です。「これからの学び・学び方」について実践を通して学ぶとともに、「私」の学びを、「私たち」の学びへと広げて深める学び合う関係づくりとそのためのスキルを学びます。

【学校経営参画ミドルリーダー養成講座】

今後の教育を展望した学校の組織運営の考え方と運営ビジョン構築、ビジョンの具現化の方策を学び、ミドルリーダーとしてのマネジメント能力を高め、信頼と期待に応える学校づくりに参画できる人材を育成する講座です。福岡教育大学教職大学院との連携により、新しい内容となる「学校危機管理」をはじめ、組織マネジメント、働き方改革など多様な内容に関する6日間の研修を通して、ミドルリーダーとしての資質・能力向上を図ることができます。

【生徒指導・教育相談ミドルリーダー養成講座】

生徒指導・教育相談の土台となる心理学やカウンセリングの理論、組織体制づくりにおける実践的な研修を通して、学校及び地域で生徒指導・教育相談を推進することができる、ミドルリーダーとしての資質・能力を向上させる研修です。

校内における生徒指導体制づくりと、組織的な対応を推進するための具体的な方策を学ぶことができます。

【産業教育推進ミドルリーダー養成講座】

専門学科又は総合学科で学ぶ高校生へのキャリア教育充実のために、研修を通して本県高校の産業教育の推進におけるミドルリーダーとして必要な資質・能力の向上を図るとともに、学校及び地域において魅力ある専門高校等を創造し、活躍する人材を育成する講座です。「適応力」「創造力」「企画・マネジメント力」「発信力」の4つの力に焦点化した研修内容を学ぶことができます。

【特別支援教育ミドルリーダー養成講座】

（特別支援教育スペシャリストコース）

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導・支援の充実を図るため、幼児児童生徒に必要な教育的資源等を学校に取り入れ、組織的な校内支援システムを構築できる人材を育成する講座です。教育的資源の活用について実践的に学ぶことができます。

◆新設講座◆（特別支援学校経営参画コース）

今後の特別支援教育を展望し、学校組織マネジメント力を身に付け、より広い視野から学校組織に貢献するとともに、学校教育全般でリーダーシップを発揮しながら特別支援学校の経営に参画できる人材を育成する講座です。特別支援学校の組織運営に積極的に参画できるよう、具体的な方策等について、最新の情報を得るとともに、今日的な課題について様々な視点から考えていくことができます。

New

**配信のみの講座**  
101～105 講座

**働き方改革の講座**  
212 講座

**ユニバーサル  
デザインの講座**  
107 講座

**組織的な対応  
(管理職等対象)の講座**  
407 講座



さあ、福岡県教育センターのページにGO!



<http://www.educ.pref.fukuoka.jp/Default2.aspx>



**子供の学びを  
アップデートする  
811 講座**

**特別支援学校  
経営参画コース  
872 講座**

**ICT 活用に関する講座  
051・559・560 講座**

**関係教育機関との  
連携講座  
191～199 講座**

新しい講座の紹介(抜粋)

是非、福岡県教育センターのホームページにアクセスしてください。あなたの求める情報がそこにあります。

# INFORMATION お知らせ

## 体育スポーツ健康課

### 福岡県立久留米スポーツセンターテニスコート」リニューアルのお知らせ

福岡県立久留米スポーツセンターテニスコートの手直し工事完了し、4月1日にリニューアルオープンしました。ぜひご利用ください。

#### 「問い合わせ先」

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課  
TEL 092 (6443) 39221  
FAX 092 (6443) 39226  
ホームページ <https://www.pref.fukuoka.jp/contents/sports-kuj13.html>  
ホームページ <https://shisei.mizuno.jp>

## 社会教育課

### 社会教育施設利用規則改正のお知らせ

社会教育総合センター、社会教育総合センター少年自然の家、彦山青年の家及び少年自然の家「玄海の家」の利用規則が改正され、日帰りや少人数での研修利用ができるようになりました。ぜひご利用ください。

#### 「問い合わせ先」

福岡県立社会教育総合センター  
TEL 092 (9447) 35011  
FAX 092 (9447) 80029  
ホームページ <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/center/>  
福岡県立彦山青年の家  
TEL 09447 (85) 01101  
FAX 09447 (85) 01103  
ホームページ <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/hikosan/>  
福岡県立少年自然の家「玄海の家」  
TEL 0940 (62) 25111  
FAX 0940 (62) 25113  
ホームページ <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/genkan/>

## 福岡県立図書館

### いつでも、どこでも ハイブリッドな図書館を楽しもう！

福岡県立図書館では、電子書籍閲覧サービス「Kinoden」をこ

利用いただけます。  
令和3年3月25日現在、663タイトルが閲覧可能です。  
音声読み上げに対応している書籍もあります。  
「遠くへ、県立図書館まで足を運ばない」「図書館が開いている時間に行けない」、そんな方もぜひ、紙の書籍とあわせてご利用ください。  
URL: [https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/index.php?page\\_id=834](https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/index.php?page_id=834)

#### 「ご利用についての問い合わせ先」

福岡県立図書館 総合サービス室 一般図書班  
TEL 092 (6441) 1141  
FAX 092 (6441) 1127

### ふくおか資料室ホームページ・「福岡県立図書館デジタルライブラリ」をリニューアルしました。

福岡県立図書館では、福岡県に関する図書・雑誌・新聞・行政資料・古記録類・視聴覚資料などを、福岡県民の文化遺産として重点的に収集・保存し、郷土資料の収集保存に努めています。デジタルライブラリでは、そうした郷土資料の一部を閲覧・利用しやすい形で公開しています。  
ふくおか資料室HP: <https://www.lib.pref.fukuoka.jp/hp/>  
kyoudo/  
デジタルライブラリ: <https://rc-adeac.tccojp/WJ11CO/WJ1502U/4000115100>

#### 「ご利用についての問い合わせ先」

福岡県立図書館 ふくおか資料室  
TEL 092 (6441) 1141  
FAX 092 (6441) 1127

## 福岡県立少年自然の家「玄海の家」

### 思い出サマーフェスタ

「玄海の家」では、カヌー体験など、夏を楽しむ体験活動を準備しています。夏の思い出づくりに、ぜひご参加ください。職員一同、お待ちしております。  
期日: 令和3年8月1日(日) 9時00分～16時15分  
会場: 福岡県立少年自然の家「玄海の家」  
内容: カヌー体験他 ※天候によって変更の可能性あり  
対象: 小学校4年生から中学校3年生まで  
定員: 40名  
料金: 500円  
申込み: パソコン・スマートフォンからの電子申請  
※詳しくはホームページをご覧ください  
※応募者多数の場合は抽選になります

#### 「問い合わせ先」

福岡県立少年自然の家「玄海の家」  
TEL 0940 (62) 25111  
FAX 0940 (62) 25113

## 九州歴史資料館

### ★パネル展「古賀市船原古墳遺物埋納坑調査の

最前線2019-2020」

開催日: 6月1日(火)～7月11日(日)  
開催時間: 9時30分～16時30分(入館は16時00分まで)  
開催地: 福岡県小郡市三沢 九州歴史資料館 文化情報広場  
内容: 全国的に注目されている古賀市船原古墳では、遺物埋納坑出土馬具のCT調査をはじめ、古墳の様相を明らかにするための様々な科学的な調査が進行しています。こうした科学のメスが入った船原古墳の今を、パネルで紹介いたします。

休館日: 月曜日  
観覧料: 無料  
入館の際は体温測定・マスク着用・手指消毒・連絡票記入にご協力ください。

### ★企画展「きゅうおにとタイムトラベル

ー大昔のくらしと国づくりー2021」

開催日: 6月1日(火)～10月10日(日)  
開催時間: 9時30分～16時30分(入館は16時00分まで)  
開催地: 福岡県小郡市 九州歴史資料館 第2・4展示室  
内容: 福岡の大昔の人たちは、どのような服を着たり、食べ物を食べたりしてくらしていたのか。また、日本の国はどのように形作られてきたのか。そんな歴史の疑問を探る展示です。九州歴史資料館のマスクットキャラクター・きゅうおにとの案内で、縄文・弥生・古墳・奈良時代への時空を超えた旅に出かけます。

休館日: 月曜日  
観覧料: 無料  
入館の際は体温測定・マスク着用・手指消毒・連絡票記入にご協力ください。

#### 「問い合わせ先」

九州歴史資料館 学芸調査室  
TEL 0942 (75) 95301  
FAX 0942 (75) 78304

## 放送大学福岡学習センター

### 自宅で学べる「放送大学」 ー大学院生・教養学部生 募集ー

放送大学は、BS放送やインターネット(スマホ、タブレット等を含む)を通して学ぶ文部科学省・総務省所管の通信制の大学です。

「大学院・教養学部」  
・特別支援学校教諭二種免許状や、専修免許状等上位免許状取得に利用できます。  
・心理や教育、福祉などの幅広い分野から、大学院は約80科目、

教養学部は約300科目を学ぶことができます。  
 ・学生は、自己学習のeラーニングサイト「放送大学自己学習サイト」を利用できます。

【2021年度第2学期学生募集期間】

- ・【第一回】令和3年6月10日（水）～令和3年8月31日（火）
  - ・【第二回】令和3年9月1日（水）～令和3年9月14日（火）
- ※各学校には、令和3年3月に「2021年度教員免許状及び各種資格について」（放送大学本部作成）を配布しています。併せて、「2021年度教員のための放送大学活用の手引（教科・免許編データ版）」を放送大学福岡学習センターにおいて作成しました。いずれも、福岡学習センターのホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

【資料請求・問い合わせ先】  
 放送大学福岡学習センター  
 〒816-0811 春日市春日公園6-1  
 九州大学筑紫キャンパスE棟4・5階  
 TEL 092(5885) 30333  
 FAX 092(5885) 30339

サイエンスラボふくおか  
**福岡県青少年科学館**



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種教室・イベント等を中止・延期する場合があります。  
 最新の情報は、お問い合わせいただくか、公式サイトでご確認ください。

夏の特別展

『恐竜くんとチャレンジ めざせー恐竜飼育員』

【期間】 7月10日（土）～8月31日（火）  
 【内容】 恐竜動物園のお仕事を体験してみよう！動いて吠える恐竜たちに大接近。卵や赤ちゃんのお世話、餌やりなど、ドキドキのアクティビティに挑戦しながら、恐竜や生き物について、楽しく学ぶ展覧会です。

巡回パネル展

『いのちってなに？』

【期日】 6月2日（水）～6月13日（日）  
 【参加費】 無料（ただし、入館料は必要）  
 【内容】 命の不思議からはじまり、生命活動の中心とも言える「タンパク質」や「遺伝子」、そしてそこから分かってきたことが、私たちの生活の中にもどのように利用されているのかについて、パネルで紹介いたします。



星と音楽の夕べ  
 セタコンサート

【期日】 7月3日（土）  
 【時間】 18時30分～20時00分（18時00分開場）  
 【対象】 小学生以上（未就学児の入場はご遠慮ください。小学生は保護者同伴）  
 【参加費】 一般620円、児童・生徒310円  
 ※定員・出演者については、HPでご確認ください  
 【受付開始】 6月3日（木）  
 【内容】 「星と音楽の夕べ」では、プラネタリウムで「星空巡り」と「生演奏のコンサート」をお楽しみいただけます。きらめく満天の星のもとで、心地よい音楽をゆつくり楽しむ。そんな贅沢な時間を味わうことができます。



星空教室

～夏の星座～

【期日】 ①7月10日（土）、②7月17日（土）  
 【時間】 各10時30分～12時00分  
 【対象】 小学生以上（※今回は幼児の同席不可）  
 【参加費】 100円  
 【定員】 各8組（最大24名）  
 【受付開始】 ①6月10日（木）、②6月17日（木）  
 【内容】 季節のおもな星や星座のさがし方、星座早見の使い方などをわかりやすく紹介します。また、プラネタリウムで星座のさがし方を体験することができます。



市民天体観望会

『一番の二重星と見え始めた夏の星座を楽しもう。』

【期日】 6月19日（土）  
 【時間】 20時00分～21時00分  
 【対象】 どなたでも（ただし、中学生以下は保護者同伴）  
 【参加費】 無料  
 【定員】 10組（最大40名）  
 【受付開始】 6月5日（土）  
 【内容】 プラネタリウムでの星解説の後、屋上で天体望遠鏡を使った星の観察を行います。（天候不良時でも、星空解説は行います。）



サイエンス教室  
 手づくり乾電池教室

【期日】 6月19日（土）  
 【時間】 ①10時30分～12時00分、②13時30分～15時00分  
 【対象】 小学1年生～中学生（小学3年生以下は保護者同伴）  
 【参加費】 200円  
 【定員】 各12組（1組2名まで）  
 【受付開始】 未定  
 【内容】 電気が発生する仕組みや、電池の安全な使い方を学び、キットを用いて乾電池を手づくりします。



プログラミング教室

『簡単なプログラミングをしよう』

【期日】 6月12日（土）  
 【時間】 10時00分～12時00分  
 【対象】 小学3年生～中学生の子どもと保護者  
 【参加費】 1組300円  
 【定員】 12組（子どもと保護者の2人で1組）  
 ※当日、子ども1人での参加はできません。  
 【受付開始】 未定  
 【内容】 子どもと保護者の2人1組で教育版レゴマインドストームEV3を用いて、用意したコースをスタートからゴールまで進むことができるように、タッチパッドを用いてプログラミングを行います。



科学工作教室

【期日】 6月6日（日）～7月4日（日）の毎週日曜日・祝日  
 【時間】 11時00分～12時00分、14時00分～15時00分  
 【対象】 どなたでも  
 【参加費】 100円  
 【内容】 簡単な科学工作（ぐるぐる偏光板万華鏡、すっ飛びロケット）をします。

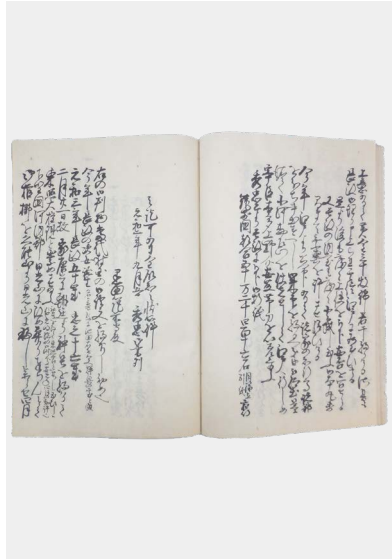
【問い合わせ先】  
 福岡県青少年科学館

ホームページ <http://www.science.pref.fukuoka.jp/>  
 TEL 0942(37) 5566  
 FAX 0942(37) 3770



このマークのある教室や催しは、予約が必要です。受付開始日の9時30分から電話または直接来館の上、先着順に受け付けます。  
 教室や催しに参加する場合、参加費のほかに入館料が必要です。ただし、土曜日は高校生以下の入館料は無料です。また、市民天体観望会の入館料はどなたも無料です。

## 黒田家譜

『黒田家譜』巻一～十五、  
附録『黒田家譜』  
巻十五（表紙）『黒田家譜』巻十五  
（將軍徳川秀忠から認められた  
黒田家の石高）

『黒田家譜』は、江戸時代に福岡藩主であった黒田家の歴史書で、その祖先より、職隆・孝高（官兵衛、如水）を経て、長政の時代までのことを記しています。福岡藩に仕えた儒学者の貝原益軒（一六三〇—一七一四）が、寛文十一年（一六七二）に三代藩主光之の命令を受けて編纂し、延宝六年（一六七八）に脱稿し、十二冊に製本して光之に献上しました。その後、益軒は増補改訂を願い出て、貞享四年（一六八七）に完成し、翌元禄元年、十七冊に製本して光之と後継ぎの綱政に献上します。

ところが、元禄十三年（一七〇〇）に、光之が江戸桜田の藩邸で上野国伊勢崎藩主の酒井忠寛に『黒田家譜』を読み聞かせた時、『黒田家譜』は益軒の編述で、黒田家の古来の記録ではないのではないかと尋ねられました。このため光之は、益軒が評を加えたところなどを削り、古来の記録のように改訂するように命じます。当時七十二歳の益軒は、高弟の竹田定直（春庵）の協力を得て、宝永四年（一七〇七）に十六冊に製本した清書本を四代藩主綱政に献上しました。その草稿本は現代まで定直の子孫の竹田家に伝えられています。

福岡藩の歴史書編纂事業は、宝永三年（一七〇六）に『黒田続家譜』の二代忠之の記録、享保十六年（一七三一）に『黒田新続家譜』の三代光之と四代綱政の記録が完成し、さらに延享元年（一七四四）に定直は三つの家譜の改訂を行いました。その後、も竹田家の子孫を中心に編纂が命じられて、慶応三年（一八六七）には『黒田新続家譜』の十代斉清の文化十三年（一八一六）の記録までが完成しており、幕末まで事業が続けられています。

九州歴史資料館が所蔵する『黒田家譜』は、首巻を欠きますが、本文の内容が十六巻の編成なので、十七冊に製本された貞享本の写本とみられます。福岡藩では定本とされた宝永本が秘蔵されたというぼう、貞享本の写本が流布し、上級藩士や藩内の有力農民、商人の家に所蔵されていました。当館の『黒田家譜』もそのような写本の一つだったのでしよう。

当館常設展「歴史の宝石箱」の近世コーナーでは、福岡県内にあった四つの藩の成立を解説しています。令和三年六月一日（火）から七月十一日（日）まで、福岡藩の成立を語る史料として、本品のうち、黒田長政が將軍から元和二年（一六一六）に領地の石高を五十万二千四百十六石と承認された記録の部分を展示しますので、ぜひご覧ください。